

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年6月7日

【発行者名】 シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 ガイ・ヘンリクス

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 黒田（玉置）圭子

【電話番号】 03-5293-1500

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 シュローダー・アジア成長日本株オープン

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 6,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

シュローダー・アジア成長日本株オープン（以下、「ファンド」ということがあります。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・振替内国投資信託受益権（以下「振替受益権」といいます。）

当初元本は1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

6,000億円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

買付申込日の基準価額

「基準価額」とは、ファンドに属する有価証券等を時価評価して得たファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をその時の受益権総口数で除した1口当たり（便宜的に1万口当たりで表示されることがあります。）の純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

日々の基準価額は、計算日翌日付の日本経済新聞朝刊には「ア成長日本株」として掲載されます。なお、販売会社または後記「照会先」においてもご照会いただけます。

### （５）【申込手数料】

発行価額（買付価額）に販売会社が定める3.15%（税抜3.00%）以内の率を乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

「税抜」の税とは、消費税および地方消費税に相当する金額（以下、「消費税等相当額」といいます。）を示します。

自動けいぞく投資コースを選択した投資者が収益分配金を再投資する場合の買付価額は、各計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。  
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

自動けいぞく投資コースにかかる収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

（７）【申込期間】

平成25年6月8日から平成25年12月6日まで  
なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所(販売会社)については、後記「照会先」にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

買付申込者は、原則として買付申込日より起算し5営業日目までに、申込代金を販売会社に支払います。（販売会社の別に定める方法により当該期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。）

各買付申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

買付けの申込みを行った販売会社の申込取扱場所

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権にかかる振替機関は以下の通りです。  
株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

日本以外の地域における発行  
該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他規則にしたがって支払われます。

なお、振替受益権は、振替機関等の振替口座簿への記載または記録により定まります。

< 振替受益権の振替口座簿への増加の記載または記録 >

買付申込者は販売会社に、買付申込と同時にまたは予め当該買付申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

< 振替受益権の振替口座簿への減少の記載または記録 >

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が換金の申込みを行うときは、振替受益権をもって行うものとし、

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

「シュローダー・アジア成長日本株オープン」（以下、「ベビーファンド」ということがあります。）は、「シュローダー・アジア成長日本株マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目的として積極的な運用を行います。

ファンドは、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社との合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会の定める商品分類上、追加型投信／国内／株式に属します。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>（収益の源泉） |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型投信   | 国 内    | 株 式               |
|         |        | 債 券               |
|         | 海 外    | 不動産投信             |
| 追加型投信   |        | その他資産<br>（ ）      |
|         | 内 外    | 資産複合              |

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 株式

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 属性区分表

| 投資対象資産                      | 決算頻度         | 投資対象地域      | 投資形態         |
|-----------------------------|--------------|-------------|--------------|
| 株式<br>一般                    | 年1回          | グローバル       | ファミリーファンド    |
| 大型株                         | 年2回          | 日本          |              |
| 中小型株                        | 年4回          | 北米          |              |
| 債券<br>一般                    | 年6回<br>（隔月）  | 欧州          |              |
| 公債                          | 年12回<br>（毎月） | アジア         | ファンド・オブ・ファンズ |
| 社債                          |              | オセアニア       |              |
| その他債券<br>クレジット属性<br>（ ）     | 日々           | 中南米         |              |
| 不動産投信                       | その他<br>（ ）   | アフリカ        |              |
| その他資産<br>（投資信託証券<br>（株式一般）） |              | 中近東<br>（中東） |              |
| 資産複合<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型  |              | エマージング      |              |

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## その他資産（投資信託証券（株式一般））

目論見書又は投資信託約款において、マザーファンドを通じて主として株式（大型株および中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。）に投資する旨の記載があるものをいいます。

## 年2回

目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

## 日本

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## ファミリーファンド

目論見書又は投資信託約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

（注）上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、「一般社団法人投資信託協会」のHP（<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

## （２）【ファンドの沿革】

平成22年5月28日 信託約款締結、ファンドの設定、運用開始

## （３）【ファンドの仕組み】

### ファンドの仕組み

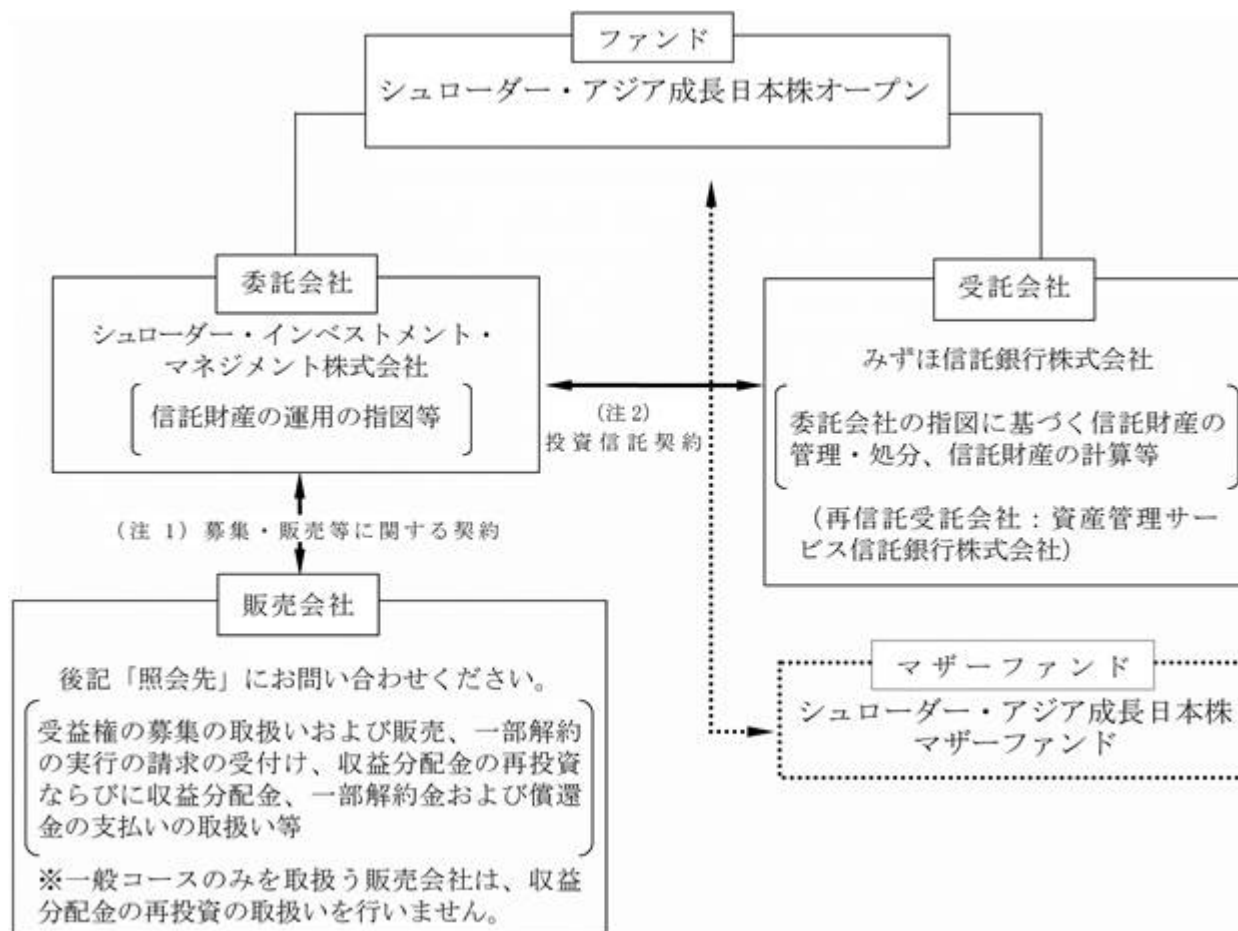
ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（シュローダー・アジア成長日本株オープン）とし、ベビーファンドの資金をマザーファンド（シュローダー・アジア成長日本株マザーファンド）の受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ただし、市況動向等によっては、株式等に直接投資することがあります。



### ファンドの関係法人

|      | 名称                                        | 運営上の役割                                                                         |
|------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社 | シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社                | 信託財産の運用指図等を行います。                                                               |
| 受託会社 | みずほ信託銀行株式会社<br>（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社） | 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。 |
| 販売会社 | 後記「照会先」にお問い合わせください。                       | 受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。   |

## ファンドの関係法人



### (注1) 募集・販売等に関する契約

販売会社と委託会社との間で「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」（同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。）が締結されます。

受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

### (注2) 投資信託契約

受託会社と委託会社の間で「シュローダー・アジア成長日本株オープン 投資信託契約書」が締結されます。

信託財産の運用方針、運営方法に関する事項、委託会社、受託会社および受益者の権利義務に関する事項、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。

## 委託会社の概況

1. 資本金の額 490百万円（平成25年3月末現在）

## 2. 沿革

|             |                                                                 |
|-------------|-----------------------------------------------------------------|
| 昭和60年12月10日 | 株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメント設立                                   |
| 平成3年12月20日  | シュローダー投信株式会社設立                                                  |
| 平成9年4月1日    | シュローダー投信株式会社と株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立 |
| 平成19年4月3日   | シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更                                        |
| 平成24年6月29日  | シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社に商号を変更                                |

## 3. 大株主の状況

（平成25年3月末現在）

| 株主名                            | 住所                                                    | 所有株数   | 所有比率 |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------|--------|------|
| シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー | オランダ アムステルダムZX1077<br>7F アトリウム 3105 ストラウイン<br>スキーラールン | 9,800株 | 100% |

## &lt;シュローダー・グループの概要&gt;

シュローダー・グループの歴史のはじまりは、J.H.シュローダーが商業銀行J.F.シュローダー・アンド・カンパニーの共同経営者に就任した1804年にさかのぼります。以来、200年以上の歴史と実績を誇る、独立系の資産運用グループです。運用総資産額は約29.8兆円（2012年12月末現在、1英ポンド=140.5489円で換算）にのぼります。

シュローダーは、1870年に日本政府が初めて起債した外債「九分利付英貸公債（100万英ポンド）」の引受主幹事を務め、新橋から横浜間の鉄道敷設への資金調達に貢献しました。また1923年の関東大震災後にも、政府が発行した外債の引受を行い、震災地域の経済復興に深く関わるなど、古くから日本との交流を深めてまいりました。

日本では1974年に東京駐在員事務所を開設し、日本株式・経済の調査業務を開始しました。1985年には、最初の日本法人を設立し、本格的に資産運用業務を開始しました。以降、個人や機関投資家のお客様に対して投資信託委託業や投資顧問業を通じた様々な運用サービスを提供しており、これまで約40年にわたって日本における業務の拡大・充実に努めてまいりました。現在では、グループの中核拠点の一つとして資産運用業務に特化したビジネスを展開しております。

## 2【投資方針】

### （１）【投資方針】

#### < 投資態度 >

マザーファンド受益証券への投資を通じて、拡大するアジア市場での成長機会を捉えると期待される日本企業の株式を中心に投資を行います。

運用にあたってはベンチマークを設けません。

株式等の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

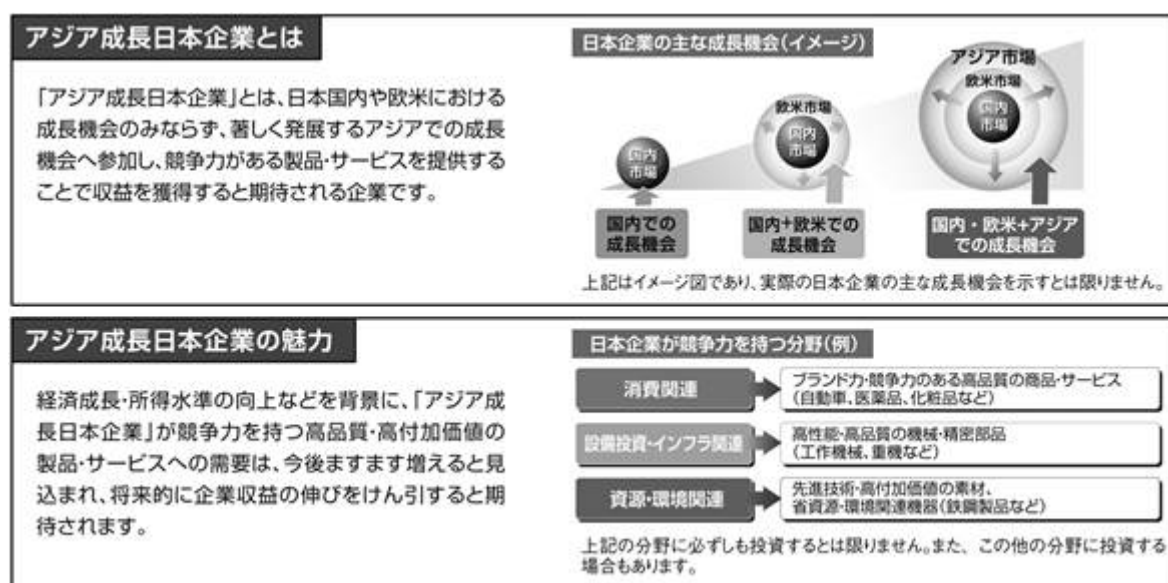
株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### < ファンドの特色 >

1. 拡大するアジア市場での成長機会を捉えると期待される日本企業（「アジア成長日本企業」といいます）の株式を実質的な主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長を目指します。

- ・必ずしも現時点で、アジア（中国、インド、ASEAN、NIEsなど）における売上げや利益の構成比が高くなるとも、今後3～5年のアジアでの売上げや利益が、企業全体の成長をけん引すると期待される日本企業に注目します。



## 2. 成長著しいアジアで需要の増加が期待される、高品質・高付加価値の製品・サービスに強い競争力があると考えられる日本企業の株式を選定します。

- ・主に「消費関連」「設備投資・インフラ関連」「資源・環境関連」に焦点をあて、投資対象銘柄を選定します。

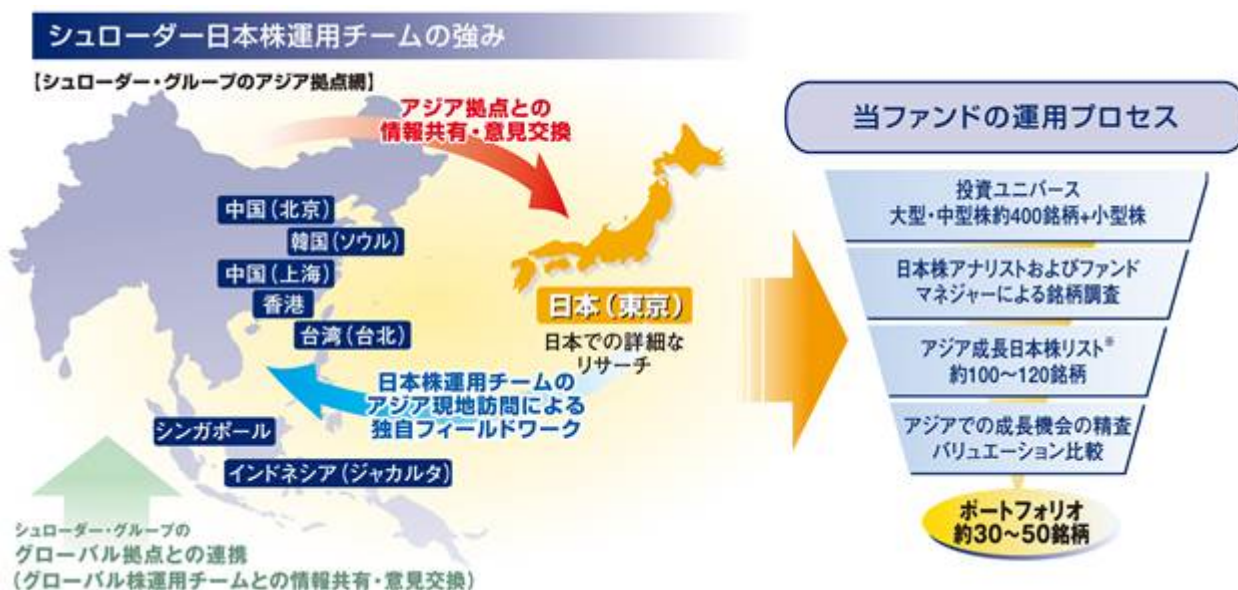
（注）上記の分野に必ずしも投資するとは限りません。また、この他の分野に投資する場合もあります。

## 3. 日本株運用の豊富な経験を誇るシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が、ファンドの運用を行います。

- ・シュローダー・グループの日本株投資の歴史は古く、1960年代後半から日本株への投資を行っています。
- ・シュローダー・グループのアジア株運用チームと情報を共有し、アジアを含めたグローバルな視点で日本企業を分析します。
- ・運用は、ファミリーファンド方式で行います。シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（以下、「シュローダー」と称する場合があります。）が、マザーファンド（「シュローダー・アジア成長日本株マザーファンド」）の運用を行います。

資金動向、市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。

日本株運用の豊富な経験を誇るシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が、アジアを含めたグローバルな視野で日本企業を分析し運用を行います。日本株ファンドマネジャー、アナリスト自らがアジア市場を訪問し、現地での調査（フィールドワーク）を行います。



アジア成長日本株リストとは、シュローダー日本株運用チームが銘柄調査をもとに、アジア市場での成長機会への確信度に応じて独自に抽出した銘柄群を指します。

上記の運用プロセスは、今後、変更となる場合があります。

2013年3月末現在

#### <参考：マザーファンドの投資態度>

拡大するアジア市場での成長機会を捉えると期待される日本企業の株式を中心に投資を行います。

運用にあたってはベンチマークを設けません。

株式等の組入比率については、原則として高位を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## （２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類（信託約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

（イ）有価証券

（ロ）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記（5）投資制限、および に定めるものに限り、）

（ハ）約束手形

（ニ）金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

（イ）為替手形

有価証券の指図範囲（運用の指図範囲等 / 信託約款第17条第1項）

委託者は、信託金を、主としてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「シュローダー・アジア成長日本株マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券および証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. の証券の性質を有するもの、および14. の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲（運用の指図範囲等 / 信託約款第17条第2項）

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## その他の投資対象と指図範囲

信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の運用指図、クレジットデリバティブ取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、外国為替予約取引の指図および資金の借入を行うことができます。（詳細は後記「(5)投資制限」をご参照ください。）

### <参考：マザーファンドの投資対象>

#### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

（イ）有価証券

（ロ）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、<参考：マザーファンドの約款で定める投資制限>、および に定めるものに限りま  
す。）

（ハ）約束手形

（二）金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

（イ）為替手形

#### 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券および証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. の証券の性質を有するもの、および14. の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### その他の投資対象と指図範囲

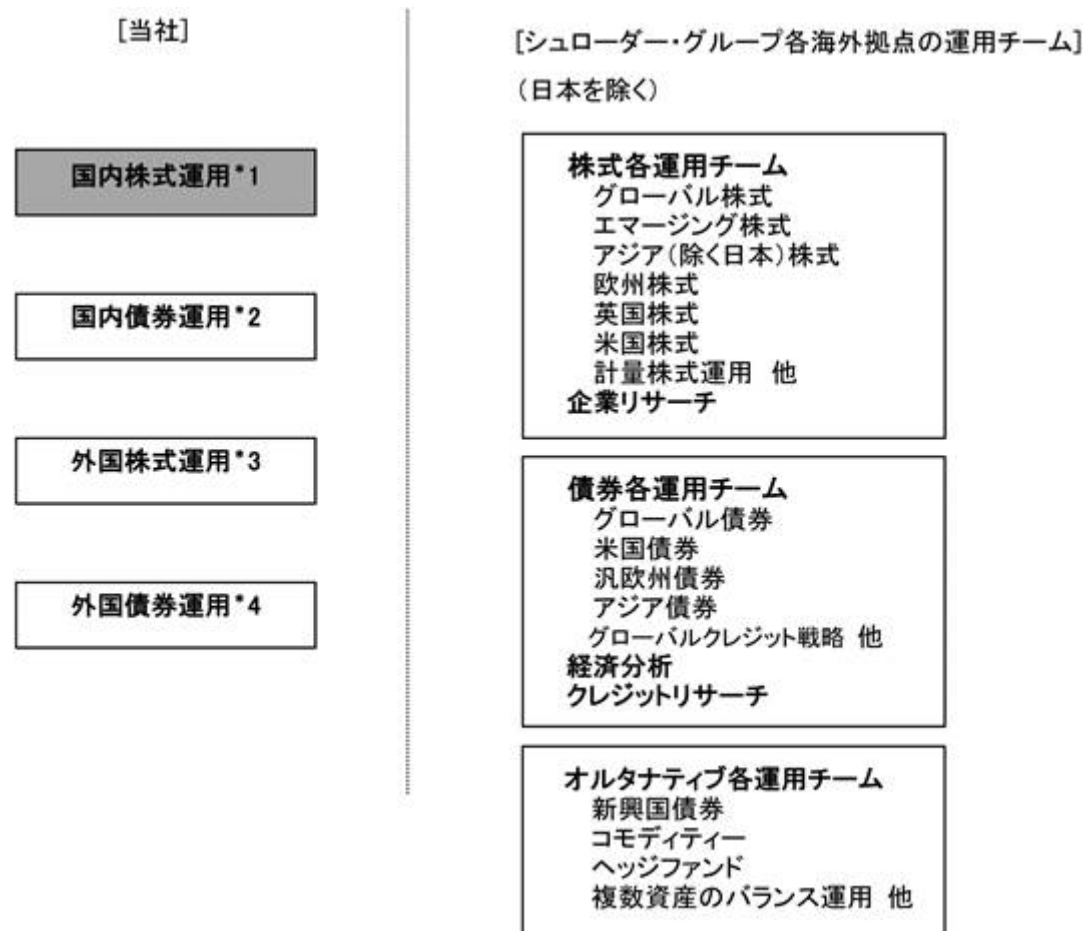
信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の運用指図、クレジットデリバティブ取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、外国為替予約取引の指図を行うことができます。（詳細は後記＜参考：マザーファンドの約款で定める投資制限＞をご参照ください。）

### （３）【運用体制】

#### ＜運用体制＞

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（国内株式運用担当）がファンドおよびマザーファンドの運用を行います。

運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が「投資運用業務に係る業務運営規程」（社内規則）に則り、以下の体制（委託会社と委託会社のグループ全体での運用体制を示しています。）で臨みます。



\*1 国内株式運用における、個別銘柄分析、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図

\*2 国内債券運用における投資戦略の策定、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図

\*3 外国株式運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信

## 託の運用指図

## \*4 外国債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

## &lt; 内部管理体制 &gt;

運用部門、トレーディング部門、管理部門はそれぞれ完全に独立しており、部門間で十分に牽制機能が働くような組織構成となっています。これらの牽制機能が十分に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス&リスク管理部がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を定期的にチェックしています。エラーや違反が行われた場合には、改善の提言およびその実施状況の確認を行います。

約定から決済まで一貫して自動処理を行う売買発注システムの運営にあたっては、個々のスタッフに付与されている権限は厳格に分離されており、当事者以外が他の権限によりシステムにアクセスすることはできないようになっています。

投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機能により、自動的にチェックされています。個別の取引に関してはその都度、残高・保有に関しては日次で自動的にコンプライアンスチェックが行われます。遵守状況は同部によって日々モニタリングされ、是正が必要と認められた場合には、ファンドマネジャーおよびファンド担当者に必要な措置を講じるよう求めます。

## &lt; 受託銀行に関する管理の体制 &gt;

信託財産管理に関する、基準価額計算、決算処理などの日常業務を通じて、受託銀行の事務処理能力については、商品対応力、即時対応力、正確性などを含め把握に努めています。問題が発見された場合には、受託銀行と適宜連絡を行い、改善を求めています。受託銀行における内部統制については、各受託銀行より外部監査人による内部統制についての報告書を取得しています。

なお、運用体制等は、今後、変更となる場合があります。

## (4) 【分配方針】

毎決算時（毎年3月10日および9月10日、ただし当該日が休業日の場合は翌営業日）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、上記 の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として基準価額水準、市況動向等を勘案しながら決定します。なお、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わない場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいい、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

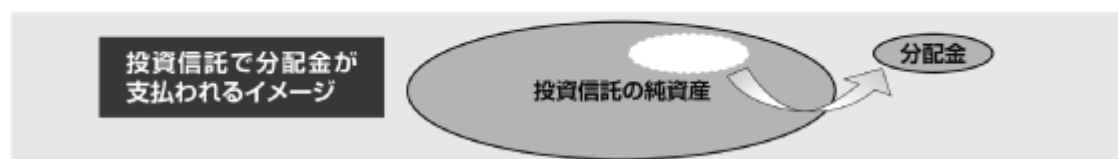
売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額をいい、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、原則として分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

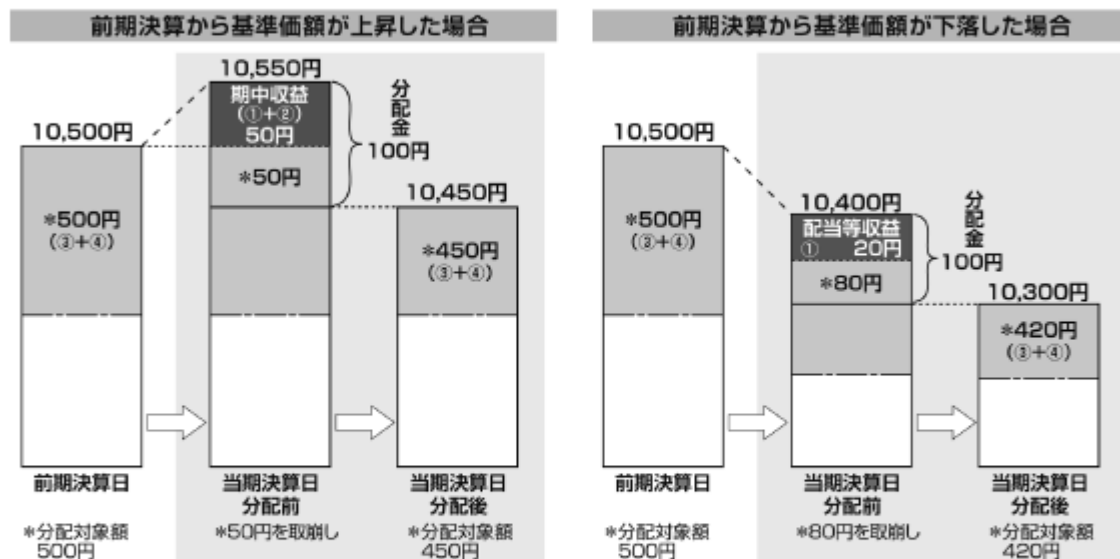
## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



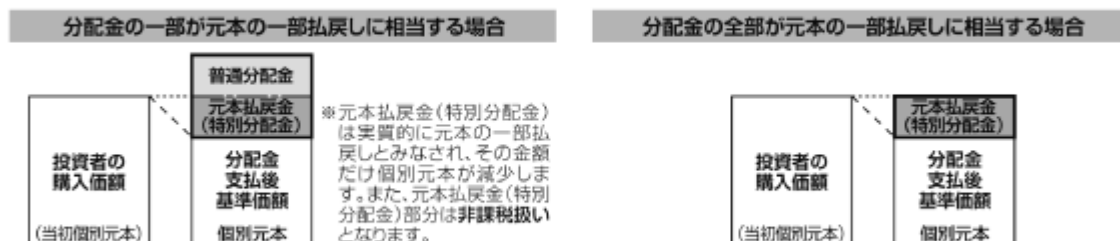
※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：期ごとに分配可能額を計算し、分配可能額から実際に分配した額を引いた額はそのまま信託財産に組み入れられます。この額のことを分配準備積立金といいます。

収益調整金：新規の投資者がファンドを購入したことによって、既存の投資者が受け取る分配金の額が薄まることのないよう、投資信託財産を計理処理する際に使う特有の勘定科目のことです。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## （５）【投資制限】

### <約款で定める投資制限>

株式への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合は純資産総額の30%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

## 投資する株式等の範囲（信託約款第20条）

1. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

## 信用取引の指図範囲（信託約款第23条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1.の信用取引の指図は、次の（イ）から（ヘ）までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の（イ）から（ヘ）までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - （イ）信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  - （ロ）株式分割により取得する株券
  - （ハ）有償増資により取得する株券
  - （ニ）売出しにより取得する株券
  - （ホ）信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）における新株予約権の行使により取得可能な株券
  - （ヘ）信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記（ホ）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

## 先物取引等の運用指図（信託約款第24条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）、有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

2. 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびにわが国の金融商品取引所および外国の金融商品取引所によらないで行う通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の金融商品取引所によらないで行う金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所によらないで行うこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引の運用指図（信託約款第25条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図（信託約款第26条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
4. 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

5. 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
6. 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
7. 「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

#### クレジットデリバティブ取引の運用指図（信託約款第27条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イおよび同条第22項第6号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。

#### 有価証券の貸付けの指図および範囲（信託約款第28条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の（イ）および（ロ）の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- （イ）株式の貸付けは貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

- (ロ) 公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 上記(イ)および(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第30条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 外国為替予約取引の指図および範囲（信託約款第31条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 上記1.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 資金の借入（信託約款第37条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約の支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができるものとします。
2. 委託者は上記1.の規定により借入れた借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
3. 委託者は上記1.に定める借入れの指図および必要な担保の差入れの指図を行うこととします。

4. 上記1. に定める資金借入額は、次の（イ）から（ハ）にあげる範囲内の額とします。
- （イ）信託財産で保有する有価証券等の売却代金、解約代金および償還金等により受取りの確定している資金の合計額の範囲内。
  - （ロ）かつ、信託財産の純資産総額の100分の10を超えない額の範囲内。
  - （ハ）再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのために借入れた場合については、収益分配金のうち再投資にかかる額の範囲内。
5. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金の支払日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日まで、または有価証券等の解約代金の入金日まで、若しくは有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内の場合の当該期間とします。
6. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
7. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 参考：マザーファンドの約款で定める投資制限 >

株式への投資

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資への投資

外貨建資産への投資割合は純資産総額の30%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

## 同一銘柄の転換社債への投資

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

## 投資する株式等の範囲

1. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

## 信用取引の指図範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1.の信用取引の指図は、次の（イ）から（ヘ）までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の（イ）から（ヘ）までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - （イ）信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  - （ロ）株式分割により取得する株券
  - （ハ）有償増資により取得する株券
  - （ニ）売出しにより取得する株券
  - （ホ）信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）における新株予約権の行使により取得可能な株券
  - （ヘ）信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記（ホ）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

## 先物取引等の運用指図

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）、有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
2. 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびにわが国の金融商品取引所および外国の金融商品取引所によらないで行う通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の金融商品取引所によらないで行う金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所によらないで行うこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

## スワップ取引の運用指図

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

## 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

2. 金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
4. 委託者は、金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
5. 「金利先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
6. 「為替先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下 において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下 において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
7. 「直物為替先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

## クレジットデリバティブ取引の運用指図

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イおよび同条第22項第6号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。

## 有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の（イ）および（ロ）の範囲内で貸付けの指図をすることができます。  
（イ）株式の貸付けは貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。  
（ロ）公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 上記（イ）および（ロ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

## 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

## 外国為替予約取引の指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 上記1.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

## < 法令上の投資制限 >

### 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

### デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

## 3【投資リスク】

- ・ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主に国内の株式を投資対象としますので、組入株式の株価の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- ・分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

なお、以下に記載するリスクはファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したものではなく、それ以外のリスクの存在する場合があることにご注意ください。

### （１）組入株式の価格変動リスク、信用リスク

ファンドおよびマザーファンドの投資対象である株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。株式の価格は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。

組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

## （２）その他のリスクおよび留意点

### ・銘柄選択に関するリスク

ファンドおよびマザーファンドは拡大するアジア市場での成長機会を捉えると期待される日本企業の株式を主要投資対象とするため、そのポートフォリオの構成銘柄は、株式市場全体のものとは異なるものになります。そのため、基準価額の値動きが株式市場全体の動きと異なり、大きく上下する可能性があります。これにより、投資元本を割り込むことがあります。

### ・ファンドからの資金流出に伴うリスクおよび留意点

一部解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく変動する要因となります。また、保有証券の売却代金の回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

### ・短期金融商品の信用リスク

ファンドおよびマザーファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

### ・換金に関する制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件あたり20億円を超える換金の申込みは行えません。なお、1日1件あたり10億円を超える換金の申込みの受付は正午までとし、それ以降に受け付けた場合は、1日1件あたり10億円を超える換金の申込みは行えません。この他に、別途、大口換金には制限を設ける場合があります。

### ・収益分配金に関する留意点

ファンドは、決算時に諸経費控除後の利子・配当収入および売買益等の中から基準価額水準、市況動向等を勘案し収益分配を行います。これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

### ・信託の途中終了

信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または取引市場の混乱などその他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中で信託を終了させる場合があります。

- ・ 買付・換金の中止

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が生じた場合には、受益権の買付、一部解約の実行の請求の各申込みの受付けを中止することあるいは、すでに受付けた当該申込みの受付けを取り消す場合があります。

- ・ 投資の基本方針に沿った運用ができない場合

ファンドおよびマザーファンドが投資を行う株式市場の混乱やファンドに大量の解約が生じた場合などには、機動的に保有資産の売却ができないことが想定されます。こうした場合を含め、資金動向、市況動向その他の要因等によっては、投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

- ・ 運用体制の変更ならびにファンドマネジャーの交代

ファンドおよびマザーファンドの運用体制は、今後、変更となる場合があります。

また、ファンドおよびマザーファンドは長期にわたり運用を行う（原則として信託期間は約10年）ために、信託期間の途中においてファンドマネジャーが交代となる場合があります。この場合においてもファンドの運用方針が変更されることはありませんが、ファンドマネジャーの交代等に伴い、組入銘柄の入替等が行われる場合があります。

### （３）リスク管理

- ・ ファンドの運用リスク管理

リスク管理のプロセスとして、銘柄選択の過程そのものにおける管理を重視し、参考としてポートフォリオの全体像においてチェックを実施します。具体的には、調査による銘柄選択が最大のリスク管理と考えており、投資対象について徹底したファンダメンタルズ分析を行います。株式については十分な分散を行うことでリスクを軽減します。

ポートフォリオの計量的検証に関しては、事後的検証としてバーラを利用して推定トラッキングエラーを推定する他、リスク分解・各種リスクインデックスの把握を行い、これをモニターしております。

- ・ 内部牽制体制の整備状況

当社では運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっています。これにより、運用部門は各ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で最適な投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注を目指すことで信託財産相互間の公平性を確保しています。

また、各部門が適正に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス＆リスク管理部が各部門の業務手続きを見直し、エラーや違反が行われた場合には改善の提言及び改善の実施状況のチェックを行います。

さらに、コンプライアンス＆リスク管理部のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックします。コンプライアンス＆リスク管理部ではまた、各部門に対し定期的にコンプライアンス・セッションを行い、関連法規制の重要事項及び社内手続き等の周知徹底を行います。

・内部検査体制

コンプライアンス＆リスク管理部は、リスク査定の結果をベースとした年間モニタリング計画に基づいて、運用部門、管理部門や営業部門も含め、各部門が法令・諸規則、協会諸規則及び社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて各種内部資料をチェックします。問題もしくは懸念事項が発見された場合には、必要な改善策とその実施スケジュールを各部門長と合意に至るまで協議し、合意された改善策の実施状況を確認します。

・外部監査について

外部監査としては、会計監査並びに投信法に基づく投信ファンド監査、シュローダー・グループの財務諸表監査および諸手続きの監査、グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS) 準拠の検証、投資一任契約に係る資産運用管理業務に係る内部統制についての検証が、各々監査法人により定期的 to 実施されています。加えて、シュローダー・グループの内部監査部門が定期的に弊社を訪問し、各部門・業務に対する監査を行っています。

グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS)とは、IPC(Investment Performance Council)が所管するパフォーマンス基準(資産運用会社が自社の投資パフォーマンスの記録を顧客に対して提示するための基準)をいいます。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

販売会社が定める3.15%(税抜3.00%)以内の率を乗じて得た額とします。

なお、申込代金は、買付価額に申込手数料(消費税等含む)を加算した金額です。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

自動けいぞく投資コースにかかる収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

##### (2)【換金(解約)手数料】

該当事項はありません。

## (3) 【信託報酬等】

## 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の152.25（税抜145.00）の率を乗じて得た金額とします。なお、信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、また信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。（括弧内は税抜表示）

| 合計         | 委託会社      | 販売会社      | 受託会社       |
|------------|-----------|-----------|------------|
| 年1.5225%   | 年0.735%   | 年0.735%   | 年0.0525%   |
| （年1.4500%） | （年0.700%） | （年0.700%） | （年0.0500%） |

## (4) 【その他の手数料等】

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用およびこれらに係る消費税等相当額

外貨建資産の保管等費用

借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替えた立替金の利息

その他信託事務の処理等に要する諸費用として以下を信託財産中から支弁できます。

1. ファンド監査費用
2. 法律顧問・税務顧問への報酬
3. 目論見書の作成・印刷・交付費用
4. 有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用
5. 信託約款の作成・印刷・届出費用
6. 運用報告書の作成・印刷・交付費用
7. 公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用
8. 投信振替制度に係る費用および手数料等

委託会社は、上記の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.105%（税抜0.100%）相当額を上限として、係る諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、係る諸費用の年率を見直し、0.105%（税抜0.100%）を上限としてこれを変更することができます。上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。係る諸費用は、毎計算期末および信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

（4）その他の手数料等のうち、 から の費用は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記費用の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

#### （５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

##### 個人の受益者に対する課税

###### 1. 収益分配時

収益分配金のうち課税の対象となる普通分配金については、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税および復興特別所得税7.147%、ならびに地方税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、ならびに地方税5%）、平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度の適用があります。また、総合課税（配当控除の適用があります。）または申告分離課税を選択し、確定申告をすることもできます。

###### 2. 解約時および償還時

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益は譲渡益として取り扱われ、これについては、申告分離課税が適用されます。また、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用をすることにより、この譲渡益を申告不要とすることも可能です。当該譲渡益に対する課税においては、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税および復興特別所得税7.147%、ならびに地方税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、ならびに地方税5%）、平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得（申告分離課税が行われるものに限り、）および株式等の譲渡益等との通算が可能となります。

## 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税の対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%（所得税および復興特別所得税）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315%（所得税および復興特別所得税）、平成50年1月1日以降は15%（所得税）の税率で源泉徴収されます。

なお、当ファンドは、受取配当に係る益金不算入制度の適用があります。

### < 個別元本について >

- ・追加型株式投資信託について、受益者のファンドの購入価額（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### < 収益分配金の課税について >

- ・追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。
- ・収益分配時、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ・収益分配時、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。当該収益分配金の全部が元本払戻金（特別分配金）となる場合があります。

上記の税率は、平成25年3月末現在で適用されている税率を基にしており、今後、税法等が改正された場合には変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(平成25年3月末現在)

| 資産の種類                       | 国／地域 | 時価合計（円）       | 投資比率（％） |
|-----------------------------|------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券                   | 日本   | 1,717,551,522 | 100.07  |
| コール・ローン、金銭信託、<br>その他（負債控除後） | -    | 1,268,331     | 0.07    |
| 合計（純資産総額）                   | -    | 1,716,283,191 | 100.00  |

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数点以下第3位を四捨五入しておりますので、合計数値が合致しない場合があります。

（注3）「国／地域」は、ファンドが保有する有価証券の発行地または上場金融商品取引所等の国／地域を表記しております。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成25年3月末現在)

| 順位 | 国／地域 | 種類            | 銘柄名                            | 数量            | 帳簿価額<br>単価<br>(円) | 帳簿価額<br>金額<br>(円) | 評価額<br>単価<br>(円) | 評価額<br>金額<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|------|---------------|--------------------------------|---------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1  | 日本   | 親投資信託<br>受益証券 | シュローダー・アジア<br>成長日本株マザー<br>ファンド | 1,206,145,732 | 1.4036            | 1,692,946,150     | 1.4240           | 1,717,551,522    | 100.07          |

## 種類別及び業種別投資比率

| 種類        | 投資比率（％） |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 100.07  |
| 合計        | 100.07  |

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

| 期   | 年月日           | 純資産総額（円）<br>（分配落） | 純資産総額（円）<br>（分配付） | 1口当たり<br>純資産額（円）<br>（分配落） | 1口当たり<br>純資産額（円）<br>（分配付） |
|-----|---------------|-------------------|-------------------|---------------------------|---------------------------|
| 第1期 | (平成22年 9月10日) | 4,589,359,434     | 4,589,359,434     | 0.9446                    | 0.9446                    |
| 第2期 | (平成23年 3月10日) | 1,707,246,814     | 1,872,884,538     | 1.0307                    | 1.1307                    |
| 第3期 | (平成23年 9月12日) | 2,359,600,577     | 2,359,600,577     | 0.8525                    | 0.8525                    |
| 第4期 | (平成24年 3月12日) | 2,305,499,966     | 2,305,499,966     | 1.0109                    | 1.0109                    |
| 第5期 | (平成24年 9月10日) | 3,732,567,003     | 3,732,567,003     | 0.9135                    | 0.9135                    |
| 第6期 | (平成25年 3月11日) | 1,655,705,148     | 1,802,769,189     | 1.1258                    | 1.2258                    |
|     | 平成24年 3月末日    | 3,137,981,686     | -                 | 1.0516                    | -                         |
|     | 平成24年 4月末日    | 3,703,581,576     | -                 | 1.0077                    | -                         |
|     | 平成24年 5月末日    | 3,702,910,063     | -                 | 0.9125                    | -                         |

|            |               |   |        |   |
|------------|---------------|---|--------|---|
| 平成24年 6月末日 | 4,043,452,833 | - | 0.9431 | - |
| 平成24年 7月末日 | 4,108,923,521 | - | 0.9222 | - |
| 平成24年 8月末日 | 3,766,623,057 | - | 0.9103 | - |
| 平成24年 9月末日 | 3,250,908,839 | - | 0.9004 | - |
| 平成24年10月末日 | 2,829,518,111 | - | 0.9099 | - |
| 平成24年11月末日 | 2,380,157,490 | - | 0.9762 | - |
| 平成24年12月末日 | 1,947,488,406 | - | 1.0445 | - |
| 平成25年 1月末日 | 1,781,604,951 | - | 1.1302 | - |
| 平成25年 2月末日 | 1,832,371,926 | - | 1.1595 | - |
| 平成25年 3月末日 | 1,716,283,191 | - | 1.1419 | - |

## 【分配の推移】

| 期   | 1口当たりの分配金（円） |
|-----|--------------|
| 第1期 | 0.0000       |
| 第2期 | 0.1000       |
| 第3期 | 0.0000       |
| 第4期 | 0.0000       |
| 第5期 | 0.0000       |
| 第6期 | 0.1000       |

## 【収益率の推移】

| 期   | 収益率（分配金込み）（％） |
|-----|---------------|
| 第1期 | 5.5           |
| 第2期 | 19.7          |
| 第3期 | 17.3          |
| 第4期 | 18.6          |
| 第5期 | 9.6           |
| 第6期 | 34.2          |

（注）収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から前計算期末の基準価額（分配落ちの額）を控除した額を当該前期末基準価額で除して得た値に100を乗じて得た値。

（参考）シュローダー・アジア成長日本株マザーファンド

## （１）投資状況

（平成25年3月末現在）

| 資産の種類                       | 国／地域 | 時価合計（円）       | 投資比率（％） |
|-----------------------------|------|---------------|---------|
| 株式                          | 日本   | 1,677,461,600 | 97.67   |
| コール・ローン、金銭信託、<br>その他（負債控除後） | -    | 40,068,050    | 2.33    |
| 合計（純資産総額）                   | -    | 1,717,529,650 | 100.00  |

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数点以下第3位を四捨五入しておりますので、合計数値が合致しない場合があります。

（注3）「国／地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場金融商品取引所等の国／地域を表記しております。

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

(平成25年3月末現在)

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名               | 業種       | 数量      | 帳簿価額<br>単価<br>(円) | 帳簿価額<br>金額<br>(円) | 評価額<br>単価<br>(円) | 評価額<br>金額<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|------|----|-------------------|----------|---------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1  | 日本   | 株式 | 良品計画              | 小売業      | 9,100   | 6,320.00          | 57,512,000        | 7,530.00         | 68,523,000       | 3.99            |
| 2  | 日本   | 株式 | 日立製作所             | 電気機器     | 120,000 | 555.33            | 66,640,023        | 543.00           | 65,160,000       | 3.79            |
| 3  | 日本   | 株式 | 日産自動車             | 輸送用機器    | 70,800  | 988.37            | 69,977,083        | 905.00           | 64,074,000       | 3.73            |
| 4  | 日本   | 株式 | 伊藤忠商事             | 卸売業      | 56,500  | 1,219.82          | 68,919,965        | 1,131.00         | 63,901,500       | 3.72            |
| 5  | 日本   | 株式 | 日本ゼオン             | 化学       | 65,000  | 1,011.00          | 65,715,000        | 974.00           | 63,310,000       | 3.69            |
| 6  | 日本   | 株式 | いすゞ自動車            | 輸送用機器    | 112,000 | 601.62            | 67,382,057        | 555.00           | 62,160,000       | 3.62            |
| 7  | 日本   | 株式 | ピジョン              | その他製品    | 9,000   | 6,010.00          | 54,090,000        | 6,870.00         | 61,830,000       | 3.60            |
| 8  | 日本   | 株式 | 小松製作所             | 機械       | 27,300  | 2,287.29          | 62,443,087        | 2,249.00         | 61,397,700       | 3.57            |
| 9  | 日本   | 株式 | 近鉄エクスプレス          | 倉庫・運輸関連業 | 17,700  | 3,265.00          | 57,790,500        | 3,435.00         | 60,799,500       | 3.54            |
| 10 | 日本   | 株式 | イオンクレジットサービス      | その他金融業   | 22,700  | 2,430.86          | 55,180,522        | 2,674.00         | 60,699,800       | 3.53            |
| 11 | 日本   | 株式 | 三井物産              | 卸売業      | 46,100  | 1,415.69          | 65,263,521        | 1,313.00         | 60,529,300       | 3.52            |
| 12 | 日本   | 株式 | 東芝テック             | 電気機器     | 104,000 | 577.50            | 60,060,347        | 555.00           | 57,720,000       | 3.36            |
| 13 | 日本   | 株式 | 三菱電機              | 電気機器     | 76,000  | 815.06            | 61,944,958        | 757.00           | 57,532,000       | 3.35            |
| 14 | 日本   | 株式 | アイカ工業             | 化学       | 32,500  | 1,649.25          | 53,600,889        | 1,738.00         | 56,485,000       | 3.29            |
| 15 | 日本   | 株式 | 日立ハイテクノロジーズ       | 卸売業      | 28,100  | 2,009.74          | 56,473,696        | 1,980.00         | 55,638,000       | 3.24            |
| 16 | 日本   | 株式 | ユニプレス             | 輸送用機器    | 25,200  | 2,099.55          | 52,908,660        | 2,154.00         | 54,280,800       | 3.16            |
| 17 | 日本   | 株式 | セブン & アイ・ホールディングス | 小売業      | 17,000  | 2,978.54          | 50,635,301        | 3,115.00         | 52,955,000       | 3.08            |
| 18 | 日本   | 株式 | トヨタ自動車            | 輸送用機器    | 10,800  | 4,915.92          | 53,092,026        | 4,860.00         | 52,488,000       | 3.06            |
| 19 | 日本   | 株式 | 日本光電工業            | 電気機器     | 15,600  | 3,162.62          | 49,337,007        | 3,280.00         | 51,168,000       | 2.98            |
| 20 | 日本   | 株式 | ジーテクト             | 金属製品     | 20,000  | 2,220.00          | 44,400,000        | 2,520.00         | 50,400,000       | 2.93            |
| 21 | 日本   | 株式 | 本田技研工業            | 輸送用機器    | 14,000  | 3,755.00          | 52,570,000        | 3,555.00         | 49,770,000       | 2.90            |
| 22 | 日本   | 株式 | ソフトバンク            | 情報・通信業   | 11,100  | 3,745.00          | 41,569,500        | 4,340.00         | 48,174,000       | 2.80            |
| 23 | 日本   | 株式 | 日東電工              | 化学       | 8,600   | 5,510.15          | 47,387,290        | 5,570.00         | 47,902,000       | 2.79            |
| 24 | 日本   | 株式 | エーピーシー・マート        | 小売業      | 13,200  | 3,375.00          | 44,550,000        | 3,585.00         | 47,322,000       | 2.76            |
| 25 | 日本   | 株式 | S M C             | 機械       | 2,400   | 17,590.00         | 42,216,000        | 18,180.00        | 43,632,000       | 2.54            |
| 26 | 日本   | 株式 | 住友重機械工業           | 機械       | 101,000 | 389.85            | 39,374,885        | 381.00           | 38,481,000       | 2.24            |
| 27 | 日本   | 株式 | グローリー             | 機械       | 16,600  | 2,198.37          | 36,493,050        | 2,259.00         | 37,499,400       | 2.18            |
| 28 | 日本   | 株式 | 東芝                | 電気機器     | 79,000  | 476.66            | 37,656,791        | 472.00           | 37,288,000       | 2.17            |
| 29 | 日本   | 株式 | オムロン              | 電気機器     | 14,700  | 2,450.65          | 36,024,559        | 2,320.00         | 34,104,000       | 1.99            |
| 30 | 日本   | 株式 | T D K             | 電気機器     | 9,400   | 3,240.00          | 30,456,000        | 3,270.00         | 30,738,000       | 1.79            |

(注)「国／地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場金融商品取引所等の国／地域を表記しております。

## 種類別及び業種別投資比率

| 国内／外国 | 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|-------|----|----|---------|
|-------|----|----|---------|

|    |    |          |       |
|----|----|----------|-------|
| 国内 | 株式 | 電気機器     | 21.87 |
|    |    | 輸送用機器    | 16.46 |
|    |    | 機械       | 10.54 |
|    |    | 卸売業      | 10.48 |
|    |    | 小売業      | 9.83  |
|    |    | 化学       | 9.76  |
|    |    | その他製品    | 3.60  |
|    |    | 倉庫・運輸関連業 | 3.54  |
|    |    | その他金融業   | 3.53  |
|    |    | 金属製品     | 2.93  |
|    |    | 情報・通信業   | 2.80  |
|    |    | 医薬品      | 1.37  |
|    |    | 鉄鋼       | 0.93  |
| 合計 |    | 97.67    |       |

（注1）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する、各業種の評価額比率です。

（注2）投資比率は、小数点以下第3位を四捨五入しておりますので、合計数値が合致しない場合があります。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### < 参考情報 >

以下の情報は、金融商品取引法第15条第2項に規定する投資信託説明書（交付目論見書）に記載されているファンドの運用状況です。

### 3.運用実績

2013年3月末現在

#### 基準価額・純資産の推移

##### ■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移 ■



|       |          |
|-------|----------|
| 基準価額  | 11,419円  |
| 純資産総額 | 1,716百万円 |

2010年5月28日 2011年5月 2012年4月 2013年3月末

※分配金込み基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※設定日：2010年5月28日

#### 分配の推移

##### ■ 分配金(1万口当たり、税引前) ■

| 決算期     | 分配金    |
|---------|--------|
| 2011年3月 | 1,000円 |
| 2011年9月 | 0円     |
| 2012年3月 | 0円     |
| 2012年9月 | 0円     |
| 2013年3月 | 1,000円 |
| 設定来累計   | 2,000円 |

#### 主要な資産の状況

##### ■ 組入上位業種 ■

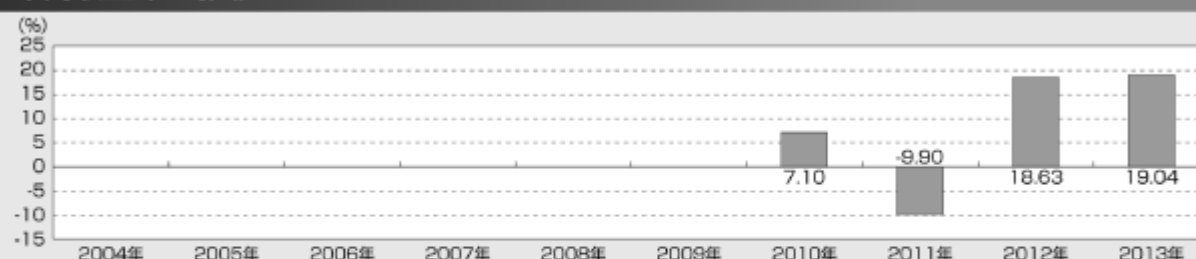
| 順位 | 業種    | 投資比率(%) |
|----|-------|---------|
| 1  | 電気機器  | 21.87   |
| 2  | 輸送用機器 | 16.46   |
| 3  | 機械    | 10.54   |
| 4  | 卸売業   | 10.48   |
| 5  | 小売業   | 9.83    |

##### ■ 組入上位銘柄 ■

| 順位 | 銘柄           | 業種       | 投資比率(%) |
|----|--------------|----------|---------|
| 1  | 良品計画         | 小売業      | 3.99    |
| 2  | 日立製作所        | 電気機器     | 3.79    |
| 3  | 日産自動車        | 輸送用機器    | 3.73    |
| 4  | 伊藤忠商事        | 卸売業      | 3.72    |
| 5  | 日本ゼオン        | 化学       | 3.69    |
| 6  | いすゞ自動車       | 輸送用機器    | 3.62    |
| 7  | ビジョン         | その他製品    | 3.60    |
| 8  | 小松製作所        | 機械       | 3.57    |
| 9  | 近鉄エクスプレス     | 倉庫・運輸関連業 | 3.54    |
| 10 | イオンクレジットサービス | その他金融業   | 3.53    |

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

#### 年間収益率の推移



※ファンドにベンチマークはありません。

※2010年5月28日が設定日のため、2009年以前の実績はありません。2010年は5月28日から12月末までの騰落率です。

2013年は1月から3月末までの騰落率です。

※ファンドの騰落率は税引前分配金を再投資した基準価額の騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## (4) 【設定及び解約の実績】

| 期   | 設定口数          | 解約口数          |
|-----|---------------|---------------|
| 第1期 | 5,152,324,883 | 293,867,037   |
| 第2期 | 1,730,948,808 | 4,933,029,408 |
| 第3期 | 2,568,201,879 | 1,456,777,925 |
| 第4期 | 2,838,715,253 | 3,325,768,822 |
| 第5期 | 3,320,517,336 | 1,515,376,283 |
| 第6期 | 975,332,310   | 3,590,580,579 |

(注) 設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### < 買付申込の受付け >

申込期間中における各営業日に受益権の募集が行われます。

買付申込の受付けは、原則として午後3時までに申込みが行われ、かつ当該申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。受付時間を過ぎてからの申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた買付申込の受付けを取り消すことがあります。

#### < コースの選択 >

申込みには、分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が原則として税引き後無手数料で自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」によりお申込みされる場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい「自動けいぞく投資契約」（同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。）を締結します。

#### < 買付価額と申込金額 >

買付価額は、買付申込日の基準価額とします。

自動けいぞく投資コースにかかる収益分配金を再投資する場合の買付価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

申込金額は、買付価額に買付申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した額となります。

#### < 申込単位 >

販売会社が定める単位とします。

自動けいぞく投資コースにかかる収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### < 振替受益権の振替口座簿への増加の記載または記録 >

買付申込者は販売会社に、買付申込と同時にまたは予め当該買付申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を

行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

## 2【換金（解約）手続等】

### < 一部解約（解約請求） >

一部解約の申込みの受付けは、原則として午後3時までに申込みが行われ、かつ当該申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。受付時間を過ぎてからの申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

受益者は、一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして計算された価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件あたり20億円を超える換金の申込みは行えません。なお、1日1件あたり10億円を超える換金の申込みの受付けは正午までとし、それ以降に受け付けた場合は、1日1件あたり10億円を超える換金の申込みは行えません。この他に、別途、大口換金には制限を設ける場合があります。

### < 換金価額 >

換金価額は、一部解約の申込日の基準価額とします。換金代金は、換金価額から換金に係る税金を差し引いた金額となります。

換金代金は、原則として、受益者の請求を受け付けた日から起算して5営業日目から販売会社にて受益者に支払います。

換金価額は、原則として、委託会社の営業日に日々計算されます。

換金価額は、販売会社または後記「照会先」においてご照会いただけます。

#### < 換金の申込単位 >

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### < 振替受益権の振替口座簿への減少の記載または記録 >

換金の申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みに係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の申込みを受益者が行うときは、振替受益権をもって行うものとします。

### 3【資産管理等の概要】

#### （1）【資産の評価】

##### 基準価額の算出方法

基準価額とは信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した1口当たり（便宜的に1万口当たりで表示されることがあります。）の金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### （注）ファンドの主な組入資産の評価方法

| 資産の種類 |      | 評価方法                          |
|-------|------|-------------------------------|
| 国内株式  | 上場株式 | 原則として金融商品取引所における計算日の最終相場により評価 |

上記での評価が適当でないと判断される場合には別の方法により評価が行われることもあります。

##### 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として、委託会社の営業日に日々計算されます。

## 基準価額の公表

基準価額は原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に「ア成長日本株」として掲載されます。

なお、販売会社または後記「照会先」においてもご照会いただけます。

## （２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

## （３）【信託期間】

ファンドの信託期間は、平成22年5月28日（当初信託設定日）より平成32年3月10日までとします。

## （４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年3月11日から9月10日および9月11日から翌年3月10日までとします。ただし、第1計算期間については平成22年5月28日から平成22年9月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は当該日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

## （５）【その他】

ファンドの償還条項と信託の終了

1. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、ファンドの受益権の口数が、10億口を下回ることとなった場合また市場の大幅な変動などにより委託会社が運用を続けることが困難であると判断した場合には、受託会社と合意のうえ、信託を終了させることができます。
2. 委託会社は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託を終了させることができます。
3. 上記1.または2.の場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。また、この場合、委託会社は、上記1.または2.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

4. 上記3.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下4.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
5. 上記3.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
6. 上記3.から5.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、3.から5.までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「 信託約款の変更等」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託者を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はあらかじめ監督官庁に届出のうえ、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 運用報告書

委託会社は、毎年3月および9月に終了する計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、当該信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。

## 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「 信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

2. 委託会社は、上記1.の事項（1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 上記2.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 上記2.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 上記2.から5.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 上記1.から6.の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、信託約款を変更しようとするときは、上記1.から7.までの規定にしたがいます。

## 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 関係法人との契約について

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」（同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。）の有効期間は、1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも何らの意思表示もないときは、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### （１）収益分配金に対する請求権

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日より起算して5営業日以内）から決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払われます。

上記の規定にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

##### （２）償還金に対する請求権

償還金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して受益権に係る抹消手続きと引き換えに支払われます。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### （３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位、または販売会社が定める単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。この場合、受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

### （４）買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求の手続に関する事項は、前記「３ 資産管理等の概要（５）その他」の「 ファンドの償還条項と信託の終了」または「 信託約款の変更等」に規定する書面に付記します。

### （５）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### （６）受益者集会

受益者集会は開催しません。従ってその議決権は存在しません。

#### < 照会先 >

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話 03-5293-1323

（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <http://www.schroders.co.jp>

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（平成24年9月11日から平成25年3月11日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

シュローダー・アジア成長日本株オープン

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

|                 | 第 5 期<br>(平成24年 9 月10日現在) | 第 6 期<br>(平成25年 3 月11日現在) |
|-----------------|---------------------------|---------------------------|
| <b>資産の部</b>     |                           |                           |
| 流動資産            |                           |                           |
| 親投資信託受益証券       | 3,762,327,709             | 1,821,345,078             |
| 未収入金            | 41,192,365                | 56,731,664                |
| 流動資産合計          | 3,803,520,074             | 1,878,076,742             |
| 資産合計            | 3,803,520,074             | 1,878,076,742             |
| <b>負債の部</b>     |                           |                           |
| 流動負債            |                           |                           |
| 未払収益分配金         | -                         | 147,064,041               |
| 未払解約金           | 41,192,365                | 56,731,664                |
| 未払受託者報酬         | 960,995                   | 629,418                   |
| 未払委託者報酬         | 26,907,772                | 17,623,541                |
| その他未払費用         | 1,891,939                 | 322,930                   |
| 流動負債合計          | 70,953,071                | 222,371,594               |
| 負債合計            | 70,953,071                | 222,371,594               |
| <b>純資産の部</b>    |                           |                           |
| 元本等             |                           |                           |
| 元本              | 4,085,888,684             | 1,470,640,415             |
| 剰余金             |                           |                           |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 353,321,681               | 185,064,733               |
| （分配準備積立金）       | 82,426,199                | 155,898,982               |
| 元本等合計           | 3,732,567,003             | 1,655,705,148             |
| 純資産合計           | 3,732,567,003             | 1,655,705,148             |
| 負債純資産合計         | 3,803,520,074             | 1,878,076,742             |

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

|                                           | 第 5 期<br>(自 平成24年 3 月13日<br>至 平成24年 9 月10日) | 第 6 期<br>(自 平成24年 9 月11日<br>至 平成25年 3 月11日) |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 営業収益                                      |                                             |                                             |
| 有価証券売買等損益                                 | 356,948,914                                 | 611,475,262                                 |
| 営業収益合計                                    | 356,948,914                                 | 611,475,262                                 |
| 営業費用                                      |                                             |                                             |
| 受託者報酬                                     | 960,995                                     | 629,418                                     |
| 委託者報酬                                     | 26,907,772                                  | 17,623,541                                  |
| その他費用                                     | 1,891,939                                   | 322,930                                     |
| 営業費用合計                                    | 29,760,706                                  | 18,575,889                                  |
| 営業利益又は営業損失（ ）                             | 386,709,620                                 | 592,899,373                                 |
| 経常利益又は経常損失（ ）                             | 386,709,620                                 | 592,899,373                                 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ）                           | 386,709,620                                 | 592,899,373                                 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 54,023,154                                  | 235,621,449                                 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ）                           | 24,752,335                                  | 353,321,681                                 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                            | -                                           | 328,172,531                                 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | -                                           | 281,570,999                                 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | -                                           | 46,601,532                                  |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                            | 45,387,550                                  | -                                           |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | 10,178,585                                  | -                                           |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | 35,208,965                                  | -                                           |
| 分配金                                       | -                                           | 147,064,041                                 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ）                           | 353,321,681                                 | 185,064,733                                 |

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                           |                                                                                               |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法        | 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。                    |
| 2. その他財務諸表作成の為に基本となる重要な事項 | 計算期間の取扱い<br>平成25年3月10日が休業日のため、第6期計算期間は平成24年9月11日から平成25年3月11日までとしております。このため当計算期間は182日となっております。 |

## (貸借対照表に関する注記)

| 期別<br>項目  | 第5期<br>[平成24年9月10日現在]                           | 第6期<br>[平成25年3月11日現在] |
|-----------|-------------------------------------------------|-----------------------|
| 1. 期首元本額  | 2,280,747,631円                                  | 4,085,888,684円        |
| 期中追加設定元本額 | 3,320,517,336円                                  | 975,332,310円          |
| 期中解約元本額   | 1,515,376,283円                                  | 3,590,580,579円        |
| 2. 受益権の総数 | 4,085,888,684口                                  | 1,470,640,415口        |
| 3. 元本の欠損  | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は353,321,681円であります。 | -                     |

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 期別<br>項目 | 第5期<br>自 平成24年3月13日<br>至 平成24年9月10日                                                                                                                                                                             | 第6期<br>自 平成24年9月11日<br>至 平成25年3月11日                                                                                                                                                                                                                       |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 分配金の計算過程 | 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（5,031,857円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（267,195,413円）及び分配準備積立金（77,394,342円）より、分配対象収益は349,621,612円（1万口当たり855.66円）ですが、分配を行っておりません。 | 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（22,345,376円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（263,080,984円）、信託約款に規定される収益調整金（108,787,692円）及び分配準備積立金（17,536,663円）より、分配対象収益は411,750,715円（1万口当たり2,799.79円）であり、うち147,064,041円（1万口当たり1,000円）を分配金額としております。 |

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

| 期別<br>項目               | 第5期<br>自 平成24年3月13日<br>至 平成24年9月10日                                                                                                                                                       | 第6期<br>自 平成24年9月11日<br>至 平成25年3月11日 |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針        | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。                                                                     | 同左                                  |
| 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | 当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。                               | 同左                                  |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制      | 運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門（コンプライアンス部門等）が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。 | 同左                                  |

## 金融商品の時価等に関する事項

| 期別<br>項目               | 第5期<br>[平成24年9月10日現在]                                                                                                                                   | 第6期<br>[平成25年3月11日現在]                                                |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 1. 計上額、時価及び差額          | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                                                                                                  | 同左                                                                   |
| 2. 時価の算定方法             | (1)有価証券<br>「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。<br>(2)デリバティブ取引<br>該当事項はありません。<br>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品<br>短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | (1)有価証券<br>同左<br>(2)デリバティブ取引<br>同左<br>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品<br>同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                                   | 同左                                                                   |

(有価証券に関する注記)

第5期（平成24年9月10日現在）

売買目的有価証券

| 種 類       | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|-------------------|
| 親投資信託受益証券 | 294,949,701円      |
| 合 計       | 294,949,701円      |

第6期（平成25年3月11日現在）

売買目的有価証券

| 種 類       | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|-------------------|
| 親投資信託受益証券 | 371,045,992円      |
| 合 計       | 371,045,992円      |

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

| 期別<br>項目     | 第5期<br>[平成24年9月10日現在] | 第6期<br>[平成25年3月11日現在] |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 1口当たり純資産額    | 0.9135円               | 1.1258円               |
| (1万口当たり純資産額) | (9,135円)              | (11,258円)             |

(4) 【附属明細表】  
第1 有価証券明細表

(1) 株式  
該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

| 種 類       | 銘 柄                        | 券 面 総 額       | 評 価 額         | 備 考 |
|-----------|----------------------------|---------------|---------------|-----|
| 親投資信託受益証券 | シュローダー・アジア成長日本株マ<br>ザーファンド | 1,298,271,494 | 1,821,345,078 |     |
| 合 計       |                            | 1,298,271,494 | 1,821,345,078 |     |

注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「シュローダー・アジア成長日本株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シュローダー・アジア成長日本株マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

### シュローダー・アジア成長日本株マザーファンド

#### (1) 貸借対照表

（単位：円）

| 科 目         | 対 象 年 月 日 | 注記<br>番号 | [平成24年9月10日現在] | [平成25年3月11日現在] |
|-------------|-----------|----------|----------------|----------------|
|             |           |          | 金 額            | 金 額            |
| 資 産 の 部     |           |          |                |                |
| 流 動 資 産     |           |          |                |                |
| 金銭信託        |           |          | 952,429        | 536,827        |
| コール・ローン     |           |          | 51,000,000     | 213,487,393    |
| 株式          |           |          | 3,706,138,300  | 1,627,765,900  |
| 未収入金        |           |          | 40,808,870     | 67,772,439     |
| 未収配当金       |           |          | 4,505,000      | 2,516,700      |
| 未収利息        |           |          | 69             | 292            |
| 差入委託証拠金     |           |          | -              | 5,400,000      |
| 流 動 資 産 合 計 |           |          | 3,803,404,668  | 1,917,479,551  |
| 資 産 合 計     |           |          | 3,803,404,668  | 1,917,479,551  |
| 負 債 の 部     |           |          |                |                |
| 流 動 負 債     |           |          |                |                |
| 前 受 金       |           |          | -              | 5,380,000      |
| 未 払 金       |           |          | -              | 33,990,801     |
| 未払解約金       |           |          | 41,192,365     | 56,731,664     |
| 流 動 負 債 合 計 |           |          | 41,192,365     | 96,102,465     |
| 負 債 合 計     |           |          | 41,192,365     | 96,102,465     |
| 純 資 産 の 部   |           |          |                |                |
| 元 本 等       |           |          |                |                |
| 元 本         |           |          | 3,619,014,726  | 1,298,271,494  |
| 剰 余 金       |           |          |                |                |
| 剰余金又は欠損金（ ） |           |          | 143,197,577    | 523,105,592    |
| 元 本 等 合 計   |           |          | 3,762,212,303  | 1,821,377,086  |
| 純 資 産 合 計   |           |          | 3,762,212,303  | 1,821,377,086  |
| 負債純資産合計     |           |          | 3,803,404,668  | 1,917,479,551  |

(注) 「シュローダー・アジア成長日本株マザーファンド」の計算期間は原則として毎年3月11日から翌年3月10日までであり、当ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、平成24年9月10日及び平成25年3月11日における同ファンドの状況であります。

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                       |                                                                                                                            |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法    | 株式<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 株価指数先物取引<br>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。                          |

## (貸借対照表に関する注記)

| 項目              | 対象年月日 | [平成24年9月10日現在] | [平成25年3月11日現在] |
|-----------------|-------|----------------|----------------|
| 1. 期首元本額        |       | 2,151,016,570円 | 3,619,014,726円 |
| 期中追加設定元本額       |       | 2,930,934,755円 | 853,241,458円   |
| 期中解約元本額         |       | 1,462,936,599円 | 3,173,984,690円 |
| 元本の内訳           |       |                |                |
| ファンド名           |       |                |                |
| シュローダー・アジア成長日本株 |       | 3,619,014,726円 | 1,298,271,494円 |
| オープン            |       |                |                |
| 計               |       | 3,619,014,726円 | 1,298,271,494円 |
| 2. 受益権の総数       |       | 3,619,014,726口 | 1,298,271,494口 |

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

| 項目                     | 対象期間<br>自 平成24年3月13日<br>至 平成24年9月10日                                                                                                                                                      | 自 平成24年9月11日<br>至 平成25年3月11日                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針        | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。                                                                     | 同左                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | 当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。                               | 当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。また当ファンドは、ファンド資金の流出等に伴う組入れ比率やキャッシュ・ポジションの調整、現物資産の流動性や取引コスト等を勘案した場合の代替など、ファンドの効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制      | 運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門（コンプライアンス部門等）が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。 | 同左                                                                                                                                                                                                                                                                          |

## 金融商品の時価等に関する事項

| 対象年月日<br>項目            | [平成24年9月10日現在]                                                                                                                                          | [平成25年3月11日現在]                                                       |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 1. 計上額、時価及び差額          | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                                                                                                  | 同左                                                                   |
| 2. 時価の算定方法             | (1)有価証券<br>「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。<br>(2)デリバティブ取引<br>該当事項はありません。<br>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品<br>短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | (1)有価証券<br>同左<br>(2)デリバティブ取引<br>同左<br>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品<br>同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                                   | 同左                                                                   |

（有価証券に関する注記）

（平成24年9月10日現在）

## 売買目的有価証券

| 種 類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----|-------------------|
| 株 式 | 388,497,543円      |
| 合 計 | 388,497,543円      |

注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日からシュローダー・アジア成長日本株オープンの期末日までの期間に対応する金額であります。

（平成25年3月11日現在）

## 売買目的有価証券

| 種 類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----|-------------------|
| 株 式 | 259,609,485円      |
| 合 計 | 259,609,485円      |

注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日からシュローダー・アジア成長日本株オープンの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

| 対象年月日<br>項目  | [平成24年9月10日現在] | [平成25年3月11日現在] |
|--------------|----------------|----------------|
| 1口当たり純資産額    | 1.0396円        | 1.4029円        |
| （1万口当たり純資産額） | （10,396円）      | （14,029円）      |

(3) 附属明細表  
第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位:円)

| 銘 柄             | 株 式 数     | 評 価 額  |               | 備 考 |
|-----------------|-----------|--------|---------------|-----|
|                 |           | 単 価    | 金 額           |     |
| 日本ゼオン           | 66,000    | 1,011  | 66,726,000    |     |
| アイカ工業           | 32,100    | 1,647  | 52,868,700    |     |
| 日東電工            | 8,500     | 5,510  | 46,835,000    |     |
| 参天製薬            | 4,900     | 4,375  | 21,437,500    |     |
| 大和工業            | 5,900     | 2,625  | 15,487,500    |     |
| ジーテクト           | 20,300    | 2,220  | 45,066,000    |     |
| S M C           | 2,500     | 17,590 | 43,975,000    |     |
| 小松製作所           | 24,900    | 2,291  | 57,045,900    |     |
| 住友重機械工業         | 92,000    | 391    | 35,972,000    |     |
| グローリー           | 15,800    | 2,196  | 34,696,800    |     |
| 日立製作所           | 115,000   | 556    | 63,940,000    |     |
| 東芝              | 75,000    | 477    | 35,775,000    |     |
| 三菱電機            | 73,000    | 818    | 59,714,000    |     |
| 東芝テック           | 103,000   | 578    | 59,534,000    |     |
| オムロン            | 13,000    | 2,463  | 32,019,000    |     |
| T D K           | 10,500    | 3,240  | 34,020,000    |     |
| クラリオン           | 177,000   | 134    | 23,718,000    |     |
| 日本光電工業          | 14,800    | 3,160  | 46,768,000    |     |
| ファナック           | 1,400     | 14,410 | 20,174,000    |     |
| ユニプレス           | 24,800    | 2,099  | 52,055,200    |     |
| 日産自動車           | 67,800    | 993    | 67,325,400    |     |
| いすゞ自動車          | 107,000   | 604    | 64,628,000    |     |
| ダイハツ工業          | 25,000    | 1,975  | 49,375,000    |     |
| 本田技研工業          | 14,200    | 3,755  | 53,321,000    |     |
| ビジョン            | 9,100     | 6,010  | 54,691,000    |     |
| 近鉄エクスプレス        | 18,000    | 3,265  | 58,770,000    |     |
| ソフトバンク          | 11,200    | 3,745  | 41,944,000    |     |
| 伊藤忠商事           | 54,500    | 1,224  | 66,708,000    |     |
| 三井物産            | 45,100    | 1,419  | 63,996,900    |     |
| 日立ハイテクノロジーズ     | 26,000    | 2,013  | 52,338,000    |     |
| エービーシー・マート      | 13,400    | 3,375  | 45,225,000    |     |
| セブン&アイ・ホールディングス | 16,300    | 2,976  | 48,508,800    |     |
| 良品計画            | 9,200     | 6,320  | 58,144,000    |     |
| イオンクレジットサービス    | 22,600    | 2,432  | 54,963,200    |     |
|                 |           |        |               |     |
| 合計              | 1,319,800 |        | 1,627,765,900 |     |

(2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(平成25年3月末現在)

| 種類             | 金額            | 単位 |
|----------------|---------------|----|
| 資産総額           | 1,729,496,592 | 円  |
| 負債総額           | 13,213,401    | 円  |
| 純資産総額( - )     | 1,716,283,191 | 円  |
| 発行済口数          | 1,502,996,614 | 口  |
| 1口当たり純資産額( / ) | 1.1419        | 円  |

(参考)シュローダー・アジア成長日本株マザーファンド

## 純資産額計算書

(平成25年3月末現在)

| 種類             | 金額            | 単位 |
|----------------|---------------|----|
| 資産総額           | 1,823,653,261 | 円  |
| 負債総額           | 106,123,611   | 円  |
| 純資産総額( - )     | 1,717,529,650 | 円  |
| 発行済口数          | 1,206,145,732 | 口  |
| 1口当たり純資産額( / ) | 1.4240        | 円  |

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### （1）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人に帰属する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### （2）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### （3）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### （4）償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者としてします。）に支払います。

### （5）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払

い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（６）受益者に対する特典、受益者名簿、受益者集会  
該当事項はありません。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】（平成25年3月末現在）

##### （1）資本金の額

委託会社の資本金の額は、金4億9千万円です。

##### （2）発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は、39,200株です。

##### （3）発行済株式数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は、9,800株です。

##### （4）直近5ヵ年における資本の額の増減

該当事項はありません。

##### （5）委託会社の機構

###### 経営体制

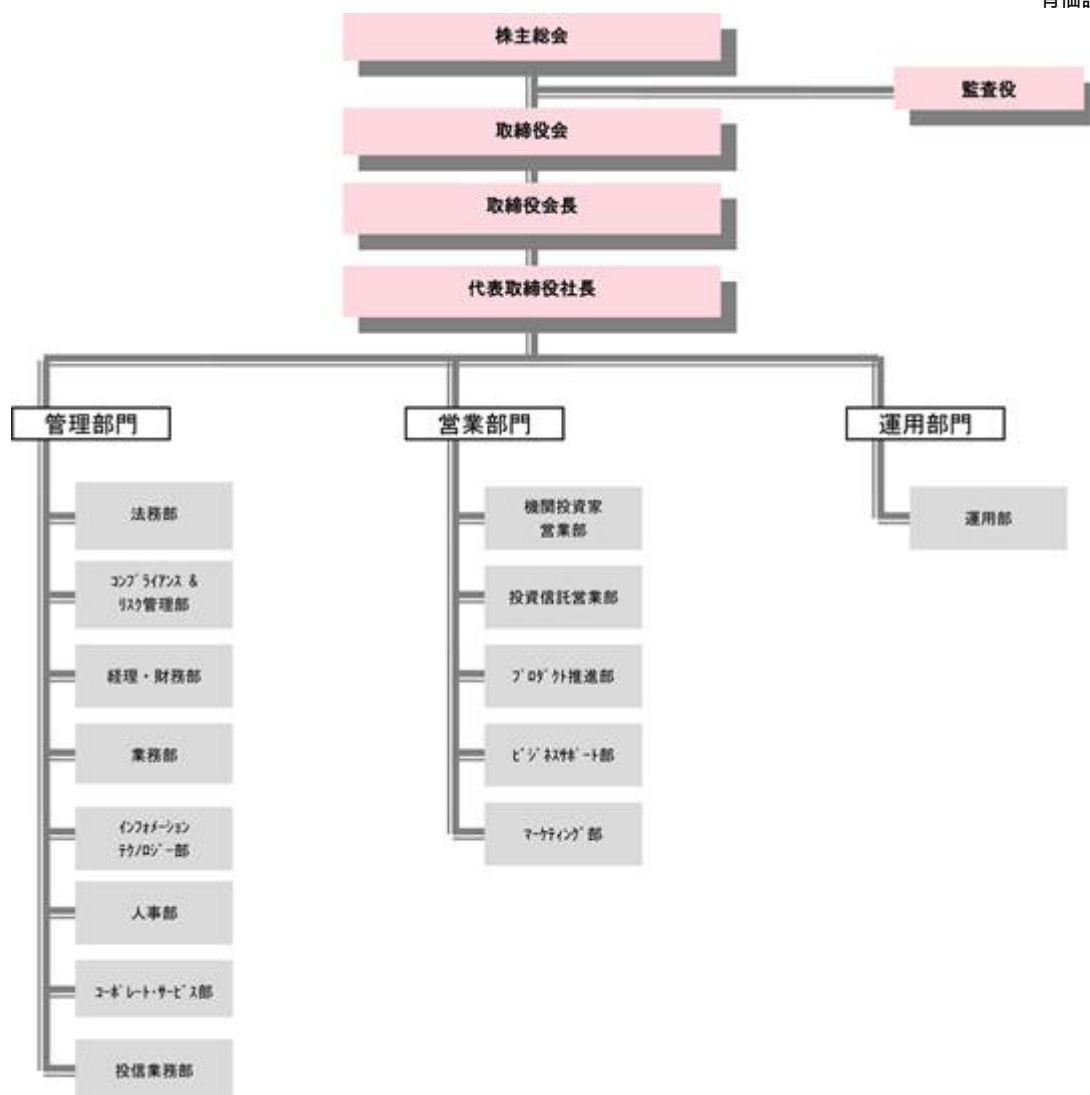
委託会社の業務執行等に関する意思決定機関としてある取締役会は、15名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。

取締役会はその決議をもって代表取締役1名以上を選任し、うち1名を代表取締役社長とします。また、取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役最高経営責任者、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を任命することができます。

取締役会はその決議をもって委託会社の経営に関するすべての重要事項、法令または定款によって定められた事項を決定します。

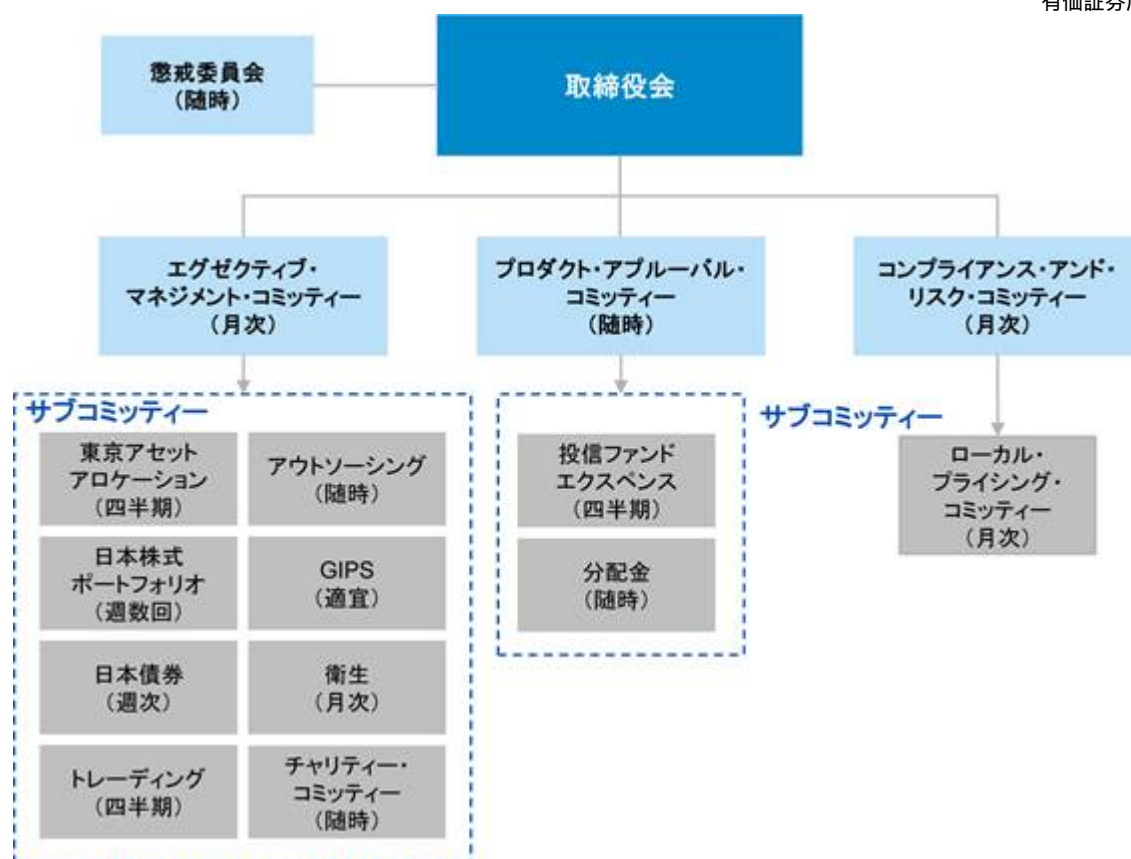
取締役会を招集するには、各取締役および監査役に対し、会日の少なくとも3日前までに招集通知を発しなければなりません。ただし、取締役および監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合、あるいは取締役会長が任命されていない場合には、代表取締役の1名がこれに代わり、代表取締役のいずれにも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



### 投資運用の意思決定機構

取締役会から権限を委譲されたエグゼクティブ・マネジメント・コミッティーの下に投資運用にかかる各サブコミッティーを設置し、そこで運用全般にかかわる意思決定を行います。



## 2 【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として証券投資信託の運用その他の投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業および付随業務を行っています。

平成25年3月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

| 種類        | 本数（本） | 純資産総額（円）        |
|-----------|-------|-----------------|
| 追加型株式投資信託 | 54    | 247,370,726,162 |

### 3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条、第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、第22期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

|                 | 第20期<br>(平成23年3月31日) | 第21期<br>(平成24年3月31日) |
|-----------------|----------------------|----------------------|
| 資産の部            |                      |                      |
| 流動資産            |                      |                      |
| 預金              | 4,766,113            | 4,187,379            |
| 立替金             | 251                  | 1,180                |
| 前払費用            | 69,936               | 65,785               |
| 未収入金            | 208,957              | 124,471              |
| 未収委託者報酬         | 486,907              | 657,295              |
| 未収運用受託報酬        | 253,032              | 237,702              |
| 未収還付法人税等        | 100,500              | -                    |
| 未収還付消費税等        | -                    | 12,534               |
| 1年内受取予定の長期差入保証金 | 12,720               | -                    |
| 流動資産合計          | 5,898,420            | 5,286,349            |
| 固定資産            |                      |                      |
| 有形固定資産          |                      |                      |
| 建物附属設備(純額)      | *1 106,445           | 80,547               |
| 器具備品(純額)        | *1 31,864            | 29,129               |
| 有形固定資産合計        | 138,309              | 109,677              |
| 無形固定資産          |                      |                      |
| 電話加入権           | 3,699                | 3,699                |
| ソフトウェア          | 10,201               | 11,820               |
| 無形固定資産合計        | 13,900               | 15,520               |
| 投資その他の資産        |                      |                      |
| 投資有価証券          | -                    | 5,989                |
| 長期差入保証金         | 234,114              | 233,914              |
| その他投資           | 950                  | 950                  |
| 貸倒引当金           | 950                  | 950                  |
| 投資その他の資産合計      | 234,114              | 239,903              |
| 固定資産合計          | 386,324              | 365,100              |
| 資産合計            | 6,284,744            | 5,651,450            |

(単位：千円)

|               | 第20期<br>(平成23年3月31日) | 第21期<br>(平成24年3月31日) |
|---------------|----------------------|----------------------|
| 負債の部          |                      |                      |
| 流動負債          |                      |                      |
| 預り金           | 57,884               | 41,021               |
| 未払金           |                      |                      |
| 未払収益分配金       | 488                  | 191                  |
| 未払償還金         | 18,563               | 18,563               |
| 未払手数料         | 193,507              | 287,161              |
| その他未払金        | 941,249              | 895,709              |
| 未払費用          | 123,656              | 49,608               |
| 未払法人税等        | 9,671                | 5,266                |
| 1年内返済予定の長期借入金 | *2 1,500,000         | -                    |
| 未払消費税等        | 30,000               | -                    |
| 賞与引当金         | 244,334              | 97,043               |
| 流動負債合計        | 3,119,355            | 1,394,565            |
| 固定負債          |                      |                      |
| 長期未払金         | 71,046               | 104,472              |
| 長期未払費用        | 27,457               | 30,004               |
| 長期借入金         | *2 -                 | 2,000,000            |
| 退職給付引当金       | 586,856              | 657,063              |
| 役員退職慰労引当金     | 6,743                | 11,125               |
| 資産除去債務        | 82,041               | 83,190               |
| 固定負債合計        | 774,145              | 2,885,855            |
| 負債合計          | 3,893,500            | 4,280,421            |
| 純資産の部         |                      |                      |
| 株主資本          |                      |                      |

|              |           |           |
|--------------|-----------|-----------|
| 資本金          | 490,000   | 490,000   |
| 資本剰余金        |           |           |
| 資本準備金        | 500,000   | 500,000   |
| 資本剰余金合計      | 500,000   | 500,000   |
| 利益剰余金        |           |           |
| その他利益剰余金     |           |           |
| 繰越利益剰余金      | 1,401,244 | 380,039   |
| 利益剰余金合計      | 1,401,244 | 380,039   |
| 株主資本合計       | 2,391,244 | 1,370,039 |
| 評価・換算差額等     |           |           |
| その他有価証券評価差額金 | -         | 989       |
| 評価・換算差額等合計   | -         | 989       |
| 純資産合計        | 2,391,244 | 1,371,028 |
| 負債純資産合計      | 6,284,744 | 5,651,450 |

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

|              | 第20期<br>自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日 | 第21期<br>自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日 |
|--------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業収益         |                                      |                                      |
| 委託者報酬        | 4,034,802                            | 2,810,331                            |
| 運用受託報酬       | 1,117,508                            | 1,203,862                            |
| その他営業収益      | 1,921,898                            | 1,269,779                            |
| 営業収益計        | 7,074,210                            | 5,283,974                            |
| 営業費用         |                                      |                                      |
| 支払手数料        | 1,650,333                            | 1,133,215                            |
| 広告宣伝費        | 63,841                               | 77,536                               |
| 公告費          | 1,124                                | 780                                  |
| 調査費          |                                      |                                      |
| 調査費          | 391,452                              | 201,962                              |
| 委託調査費        | 1,039,527                            | 875,545                              |
| 図書費          | 2,821                                | 2,533                                |
| 委託計算費        | 75,197                               | 48,930                               |
| 事務委託費        | 5,695                                | -                                    |
| 営業雑経費        |                                      |                                      |
| 通信費          | 26,855                               | 26,413                               |
| 印刷費          | 2,576                                | -                                    |
| 協会費          | 8,277                                | 8,534                                |
| 諸会費          | 2,481                                | 1,840                                |
| 営業費用計        | 3,270,184                            | 2,377,292                            |
| 一般管理費        |                                      |                                      |
| 給料           |                                      |                                      |
| 役員報酬         | 406,739                              | 326,942                              |
| 給料・手当        | 1,482,095                            | 1,485,692                            |
| 賞与           | 919,019                              | 595,993                              |
| 交際費          | 5,908                                | 8,379                                |
| 旅費交通費        | 58,793                               | 48,964                               |
| 租税公課         | 24,771                               | 20,187                               |
| 不動産賃借料       | 296,884                              | 280,043                              |
| 賞与引当金繰入      | 242,991                              | 97,043                               |
| 退職給付費用       | 100,276                              | 93,651                               |
| 役員退職慰労引当金繰入  | 2,765                                | 4,381                                |
| 法定福利費        | 168,514                              | 178,401                              |
| 固定資産減価償却費    | 64,503                               | 49,735                               |
| 諸経費          | 776,835                              | 729,993                              |
| 一般管理費計       | 4,550,098                            | 3,919,410                            |
| 営業利益（ 営業損失 ） | 746,072                              | 1,012,728                            |
| 営業外収益        |                                      |                                      |
| 受取利息         | 1,658                                | 1,075                                |
| 為替差益         | 18,432                               | 4,983                                |
| 時効償還金        | 4,428                                | 297                                  |

|                         |    |         |           |
|-------------------------|----|---------|-----------|
| 法人税等還付加算金               | *4 | 9,915   | -         |
| 雑益                      |    | 4,141   | 3,079     |
| 営業外収益計                  |    | 38,577  | 9,436     |
| 営業外費用                   |    |         |           |
| 支払利息                    | *2 | 14,054  | 16,559    |
| 事務処理損失                  |    | 1,790   | 3         |
| 営業外費用計                  |    | 15,845  | 16,562    |
| 経常利益（ 経常損失）             |    | 723,340 | 1,019,855 |
| 特別利益                    |    |         |           |
| 過年度損益修正益                | *6 | 8,283   | -         |
| 特別利益計                   |    | 8,283   | -         |
| 特別損失                    |    |         |           |
| 割増退職金等                  | *3 | 18,246  | 129       |
| 事務所移転費用                 | *7 | 1,130   | -         |
| 固定資産除却損                 | *1 | 627     | 690       |
| 固定資産売却損                 | *8 | 209     | -         |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う<br>影響額 | *5 | 12,359  | -         |
| 特別損失計                   |    | 32,574  | 819       |
| 税引前当期純利益<br>（ 税引前当期純損失） |    | 747,631 | 1,020,674 |
| 法人税、住民税及び事業税            |    | 530     | 530       |
| 法人税等合計                  |    | 530     | 530       |
| 当期純利益（ 当期純損失）           |    | 748,161 | 1,021,204 |

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

|                         | 第20期<br>自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日 | 第21期<br>自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日 |
|-------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 株主資本                    |                                      |                                      |
| 資本金                     |                                      |                                      |
| 当期首残高                   | 490,000                              | 490,000                              |
| 当期変動額                   |                                      |                                      |
| 当期変動額合計                 | -                                    | -                                    |
| 当期末残高                   | 490,000                              | 490,000                              |
| 資本剰余金                   |                                      |                                      |
| 資本準備金                   |                                      |                                      |
| 当期首残高                   | 500,000                              | 500,000                              |
| 当期変動額                   |                                      |                                      |
| 当期変動額合計                 | -                                    | -                                    |
| 当期末残高                   | 500,000                              | 500,000                              |
| 利益剰余金                   |                                      |                                      |
| その他利益剰余金                |                                      |                                      |
| 繰越利益剰余金                 |                                      |                                      |
| 当期首残高                   | 2,149,405                            | 1,401,244                            |
| 当期変動額                   |                                      |                                      |
| 純利益（ 純損失）               | 748,161                              | 1,021,204                            |
| 当期変動額合計                 | 748,161                              | 1,021,204                            |
| 当期末残高                   | 1,401,244                            | 380,039                              |
| 株主資本合計                  |                                      |                                      |
| 当期首残高                   | 3,139,405                            | 2,391,244                            |
| 当期変動額                   |                                      |                                      |
| 純利益（ 純損失）               | 748,161                              | 1,021,204                            |
| 当期変動額合計                 | 748,161                              | 1,021,204                            |
| 当期末残高                   | 2,391,244                            | 1,370,039                            |
| 評価・換算差額等                |                                      |                                      |
| その他有価証券評価差額金            |                                      |                                      |
| 当期首残高                   | -                                    | -                                    |
| 当期変動額                   |                                      |                                      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | -                                    | 989                                  |

|         |   |     |
|---------|---|-----|
| 当期変動額合計 | - | 989 |
| 当期末残高   | - | 989 |

## 重要な会計方針

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法         | <p>その他有価証券<br/>時価のあるもの<br/>決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。</p>                                                                                                                                                                                                           |
| 2. 固定資産の減価償却の方法            | <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）<br/>定率法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く）<br/>定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>                                                                                                                                                           |
| 3. 引当金の計上基準                | <p>(1) 貸倒引当金<br/>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金<br/>従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金<br/>従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金<br/>役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。</p> |
| 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>消費税等の会計処理<br/>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                        |

## （会計処理方法の変更）

| 第20期<br>自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日                                                                                                                                                                                  | 第21期<br>自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| <p>（資産除去債務に関する会計基準の適用）</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>これにより、当事業年度の営業損失および経常損失は18,270千円、税引前当期純損失は30,629千円、それぞれ増加しております。</p> |                                      |

## （追加情報）

| 第20期<br>自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日 | 第21期<br>自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                      | <p>（移転価格計算方法の変更）</p> <p>当事業年度より、グループ会社間における移転価格の計算方法が変更になっております。</p> <p>（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）</p> <p>当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。</p> |

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

| 第20期<br>平成23年3月31日現在                                                                                                                | 第21期<br>平成24年3月31日現在                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>*1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物附属設備 59,888千円</p> <p>器具備品 138,898千円</p> <p>*2 関係会社項目</p> <p>流動負債</p> <p>1年内返済予定の長期借入金 1,500,000千円</p> | <p>*1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物附属設備 86,098千円</p> <p>器具備品 138,785千円</p> <p>*2 関係会社項目</p> <p>固定負債</p> <p>長期借入金 2,000,000千円</p> |

## （損益計算書関係）

| 第20期<br>自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 第21期<br>自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>*1 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。<br/>器具備品 627千円</p> <p>*2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。<br/>関係会社への支払利息 14,054千円</p> <p>*3 割増退職金等には、リストラクチャリングに伴う人員削減のための割増退職金等を計上しております。</p> <p>*4 法人税等還付加算金には、移転価格に関する相互協議の結果、減額修正による国税の還付に伴って受け取った還付加算金を計上しております。</p> <p>*5 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額には、資産除去債務に係る過年度分の償却額を計上しております。</p> <p>*6 過年度損益修正益には、過年度賞与に係る法定福利費見積額の取り崩し漏れを当期に修正したものであります。</p> <p>*7 事務所移転費用には、引当金取り崩し後に請求のあった事務所移転に係る経費を計上しております。</p> <p>*8 固定資産売却損の内訳は次の通りであります。<br/>建物附属設備 209千円</p> | <p>*1 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。<br/>器具備品 690千円</p> <p>*2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。<br/>関係会社への支払利息 16,559千円</p> |

## （株主資本等変動計算書関係）

第20期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

|       | 第20期事業年度<br>期首株式数 | 第20期事業年度<br>増加株式数 | 第20期事業年度<br>減少株式数 | 第20期事業年度末<br>株式数 |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 |                   |                   |                   |                  |
| 普通株式  | 9,800株            | -                 | -                 | 9,800株           |
| 合計    | 9,800株            | -                 | -                 | 9,800株           |

## 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第21期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

|       | 第21期事業年度<br>期首株式数 | 第21期事業年度<br>増加株式数 | 第21期事業年度<br>減少株式数 | 第21期事業年度末<br>株式数 |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 |                   |                   |                   |                  |
| 普通株式  | 9,800株            | -                 | -                 | 9,800株           |
| 合計    | 9,800株            | -                 | -                 | 9,800株           |

## 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

| 第20期<br>自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日 | 第21期<br>自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日 |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 財務諸表等規則第8の6により記載を省略しております。           | 同左                                   |

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

| 第20期<br>自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 第21期<br>自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資本の充実を図るために必要な資金をグループ会社より劣後ローンとして借入しております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、有価証券等の自己ポジションは持たず、デリバティブ取引等も行っておりません。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありませんが、定期預金は、銀行の信用リスクに晒されております。</p> <p>営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。</p> <p>未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。</p> | <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資本の充実を図るために必要な資金をグループ会社より劣後ローンとして借入しております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引等も行っておりません。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありませんが、普通預金及び定期預金は、銀行の信用リスクに晒されております。</p> <p>営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。</p> <p>未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。</p> |

| 第20期<br>自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 第21期<br>自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（３）金融商品に係るリスク管理体制<br/>信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理<br/>預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。</p> <p>未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。</p> <p>また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。</p> <p>市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理<br/>借入金に係る支払金利の上昇リスクを抑制するため、借入金と同額以上を定期預金として高格付けの銀行に預け入れております。</p> <p>また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。</p> <p>流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理<br/>余剰資金は1ヵ月の定期預金でのみ運用することにより、流動性リスクを管理しております。</p> | <p>（３）金融商品に係るリスク管理体制<br/>信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理<br/>同左</p> <p>市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理<br/>同左</p> <p>流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理<br/>同左</p> |

## ２．金融商品の時価等に関する事項

第20期（平成23年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

|                  | 貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額 |
|------------------|--------------|-----------|----|
| （１）預金            | 4,766,113    | 4,766,113 | -  |
| （２）未収委託者報酬       | 486,907      | 486,907   | -  |
| （３）未収運用受託報酬      | 253,032      | 253,032   | -  |
| 資産計              | 5,506,054    | 5,506,054 | -  |
| （１）その他未払金        | 941,249      | 941,249   | -  |
| （２）１年内返済予定の長期借入金 | 1,500,000    | 1,500,000 | -  |
| 負債計              | 2,441,249    | 2,441,249 | -  |

第21期（平成24年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

|             | 貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額 |
|-------------|--------------|-----------|----|
| （１）預金       | 4,187,379    | 4,187,379 | -  |
| （２）未収委託者報酬  | 657,295      | 657,295   | -  |
| （３）未収運用受託報酬 | 237,702      | 237,702   | -  |
| 資産計         | 5,082,377    | 5,082,377 | -  |
| （１）その他未払金   | 895,709      | 895,709   | -  |
| （２）長期借入金    | 2,000,000    | 2,000,000 | -  |
| （３）未払手数料    | 287,161      | 287,161   | -  |
| 負債計         | 3,182,871    | 3,182,871 | -  |

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

| 第20期<br>平成23年3月31日現在                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 第21期<br>平成24年3月31日現在                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>資産</b><br>（１）預金<br>預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。<br>（２）未収委託者報酬<br>未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。<br>（３）未収運用受託報酬<br>未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。<br><b>負債</b><br>（１）その他未払金<br>その他未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。<br>（２）１年内返済予定の長期借入金<br>１年内返済予定の長期借入金は、変動金利によっており、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。<br><hr/> | <b>資産</b><br>（１）預金<br>同左<br>（２）未収委託者報酬<br>同左<br>（３）未収運用受託報酬<br>同左<br><b>負債</b><br>（１）その他未払金<br>同左<br>（２）長期借入金<br>長期借入金は、変動金利によっており、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。<br>（３）未払手数料<br>未払手数料は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 |

（注２）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第20期（平成23年3月31日現在）

（単位：千円）

|          | 1年以内      | 1年超 |
|----------|-----------|-----|
| 預金       | 4,766,113 | -   |
| 未収委託者報酬  | 486,907   | -   |
| 未収運用受託報酬 | 253,032   | -   |
| 合計       | 5,506,054 | -   |

第21期（平成24年3月31日現在）

（単位：千円）

|          | 1年以内      | 1年超 |
|----------|-----------|-----|
| 預金       | 4,187,379 | -   |
| 未収委託者報酬  | 657,295   | -   |
| 未収運用受託報酬 | 237,702   | -   |
| 合計       | 5,082,377 | -   |

（注３）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

第20期（平成23年3月31日現在）

（単位：千円）

|               | 1年以内      | 1年超<br>2年以内 | 2年超 |
|---------------|-----------|-------------|-----|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 1,500,000 | -           | -   |
| 合計            | 1,500,000 | -           | -   |

第21期（平成24年3月31日現在）

（単位：千円）

|       | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超 |
|-------|------|-------------|-----|
| 長期借入金 | -    | 2,000,000   | -   |
| 合計    | -    | 2,000,000   | -   |

（有価証券関係）

## １．その他有価証券

第20期（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

第21期（平成24年3月31日現在）

| 区分                                | 貸借対照表計上額 | 取得原価    | 差額    |
|-----------------------------------|----------|---------|-------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの<br>証券投資信託受益証券 | 5,989千円  | 5,000千円 | 989千円 |
| 合計                                | 5,989千円  | 5,000千円 | 989千円 |

## ２．事業年度中に売却したその他有価証券

第20期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

第21期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

## （退職給付関係）

| 第20期<br>自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日                      | 第21期<br>自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日 |
|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 1. 採用している退職給付制度の概要<br>当社は、退職一時金制度を採用しております。               | 1. 採用している退職給付制度の概要<br>同左             |
| 2. 退職給付債務に関する事項<br>退職給付引当金 586,856千円                      | 2. 退職給付債務に関する事項<br>退職給付引当金 657,063千円 |
| 3. 退職給付費用に関する事項<br>退職給付費用 100,276千円                       | 3. 退職給付費用に関する事項<br>退職給付費用 93,651千円   |
| 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項<br>退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。 | 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項<br>同左         |

## （税効果会計関係）

| 第20期<br>自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 第21期<br>自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日 |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--|-------|---------|--------|---------|-----------|--|---------|---------|-------------|-------|------------|--|-------|--------|--------|--------|-----|--------|-----------|---------|----------|-----------|--------|-----------|----------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--|-------|--------|--------|---------|-----------|--|---------|---------|-------------|-------|--------|--------|-----|--------|-----------|---------|----------|-----------|--------|-----------|----------|--------|--------|--|------------|--|-------|--------|----------|--------|-----------|---|
| <p>1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p style="text-align: right;">千円</p> <table> <tr><td>賞与引当金損金算入</td><td></td></tr> <tr><td>    限度超過額</td><td>117,219</td></tr> <tr><td>未払費用否認</td><td>301,940</td></tr> <tr><td>退職給付引当金損金</td><td></td></tr> <tr><td>    算入限度超過額</td><td>238,791</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金否認</td><td>2,743</td></tr> <tr><td>未確定債権債務に係る</td><td></td></tr> <tr><td>    為替差損益</td><td>69,536</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td>12,463</td></tr> <tr><td>その他</td><td>42,178</td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td>425,288</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>1,210,162</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>1,210,162</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>-</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <p>当事業年度は税引前当期純損失となっており、かつ、税務上の課税所得も発生していないため記載を省略しております。</p> | 賞与引当金損金算入                            |  | 限度超過額 | 117,219 | 未払費用否認 | 301,940 | 退職給付引当金損金 |  | 算入限度超過額 | 238,791 | 役員退職慰労引当金否認 | 2,743 | 未確定債権債務に係る |  | 為替差損益 | 69,536 | 資産除去債務 | 12,463 | その他 | 42,178 | 税務上の繰越欠損金 | 425,288 | 繰延税金資産小計 | 1,210,162 | 評価性引当額 | 1,210,162 | 繰延税金資産合計 | - | <p>1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p style="text-align: right;">千円</p> <table> <tr><td>賞与引当金損金算入</td><td></td></tr> <tr><td>    限度超過額</td><td>38,661</td></tr> <tr><td>未払費用否認</td><td>330,424</td></tr> <tr><td>退職給付引当金損金</td><td></td></tr> <tr><td>    算入限度超過額</td><td>238,503</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金否認</td><td>3,964</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td>15,906</td></tr> <tr><td>その他</td><td>11,317</td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td>648,048</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>1,286,827</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>1,270,850</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>15,977</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>    未確定債権債務に係る</td><td></td></tr> <tr><td>        為替差損益</td><td>15,977</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>15,977</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>-</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度以降、平成27年3月31日に終了する事業年度までに解消が見込まれる一時差異については38.01%、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。この変更による影響はありません。</p> | 賞与引当金損金算入 |  | 限度超過額 | 38,661 | 未払費用否認 | 330,424 | 退職給付引当金損金 |  | 算入限度超過額 | 238,503 | 役員退職慰労引当金否認 | 3,964 | 資産除去債務 | 15,906 | その他 | 11,317 | 税務上の繰越欠損金 | 648,048 | 繰延税金資産小計 | 1,286,827 | 評価性引当額 | 1,270,850 | 繰延税金資産合計 | 15,977 | 繰延税金負債 |  | 未確定債権債務に係る |  | 為替差損益 | 15,977 | 繰延税金負債合計 | 15,977 | 繰延税金資産の純額 | - |
| 賞与引当金損金算入                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                      |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| 限度超過額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 117,219                              |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| 未払費用否認                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 301,940                              |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| 退職給付引当金損金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                      |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| 算入限度超過額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 238,791                              |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| 役員退職慰労引当金否認                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 2,743                                |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| 未確定債権債務に係る                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                      |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| 為替差損益                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 69,536                               |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| 資産除去債務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 12,463                               |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 42,178                               |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| 税務上の繰越欠損金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 425,288                              |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| 繰延税金資産小計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 1,210,162                            |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| 評価性引当額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 1,210,162                            |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| 繰延税金資産合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | -                                    |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| 賞与引当金損金算入                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                      |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| 限度超過額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 38,661                               |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| 未払費用否認                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 330,424                              |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| 退職給付引当金損金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                      |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| 算入限度超過額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 238,503                              |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| 役員退職慰労引当金否認                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 3,964                                |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| 資産除去債務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 15,906                               |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 11,317                               |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| 税務上の繰越欠損金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 648,048                              |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| 繰延税金資産小計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 1,286,827                            |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| 評価性引当額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 1,270,850                            |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| 繰延税金資産合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 15,977                               |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| 繰延税金負債                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                      |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| 未確定債権債務に係る                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                      |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| 為替差損益                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 15,977                               |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| 繰延税金負債合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 15,977                               |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |
| 繰延税金資産の純額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | -                                    |  |       |         |        |         |           |  |         |         |             |       |            |  |       |        |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |  |       |        |        |         |           |  |         |         |             |       |        |        |     |        |           |         |          |           |        |           |          |        |        |  |            |  |       |        |          |        |           |   |

## （資産除去債務関係）

## 1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## (1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

## (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年間（建物附属設備の減価償却期間）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り（1.4%）を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

## (3) 当該資産除去債務の総額の増減

|                 | 第20期<br>自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日 | 第21期<br>自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日 |
|-----------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 期首残高（注）         | 80,909千円                             | 82,041千円                             |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | - 千円                                 | - 千円                                 |
| その他増減額（は減少）     | 1,132千円                              | 1,148千円                              |
| 期末残高            | 82,041千円                             | 83,190千円                             |

（注）第20期事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる残高であります。

## 2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

## （セグメント情報等）

## &lt;セグメント情報&gt;

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

## &lt;関連情報&gt;

第20期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

|                | 投資信託業     | 投資顧問業     | 海外ファンド<br>サービス | その他     | 合計        |
|----------------|-----------|-----------|----------------|---------|-----------|
| 外部顧客への<br>営業収益 | 4,034,802 | 1,117,508 | 1,669,241      | 252,656 | 7,074,210 |

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第21期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

|                | 投資信託業     | 投資顧問業     | 海外ファンド<br>サービス | その他     | 合計        |
|----------------|-----------|-----------|----------------|---------|-----------|
| 外部顧客への<br>営業収益 | 2,810,331 | 1,203,862 | 1,105,729      | 164,050 | 5,283,974 |

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## &lt; 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 &gt;

該当事項はありません。

## &lt; 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 &gt;

該当事項はありません。

## &lt; 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 &gt;

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引）

第20期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1 関連当事者との取引

## (1) 親会社

| 種類  | 会社等の名称                         | 所在地                   | 資本金           | 事業の内容 | 議決権の<br>所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者との<br>関係 | 取引の内容         | 取引金額         | 科目                                              | 期末残高                         |
|-----|--------------------------------|-----------------------|---------------|-------|---------------------------|---------------|---------------|--------------|-------------------------------------------------|------------------------------|
| 親会社 | シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー | オランダ、<br>アムステル<br>ダム市 | 537.5千<br>ユーロ | 持株会社  | 被所有<br>直接100%             | 資金の借入         | 利息の支払<br>(注1) | 千円<br>14,054 | 一年内<br>返済予<br>定の長<br>期借入<br>金<br><br>その他<br>未払金 | 千円<br>1,500,000<br><br>1,851 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期限2年、満期一括返済としております。

なお、担保は提供していません。

## (2) 兄弟会社等

| 種類              | 会社等の名称                                 | 所在地        | 資本金        | 事業の内容 | 議決権の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係   | 取引の内容             | 取引金額         | 科目          | 期末残高         |
|-----------------|----------------------------------------|------------|------------|-------|-------------------|-------------|-------------------|--------------|-------------|--------------|
| 親会社の子会社<br>(注1) | シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド          | イギリス、ロンドン市 | 70百万ポンド    | 投資運用業 | -                 | 運用受託契約の再委任等 | 運用受託報酬の受取(注2)     | 千円<br>47,670 | 未収運用受託報酬    | 千円<br>11,225 |
|                 |                                        |            |            |       |                   |             | サービス提供業務報酬の受取(注3) | 582,798      | 未収入金        | 80,846       |
|                 |                                        |            |            |       |                   |             | 情報提供業務報酬の受取(注4)   | 163,351      |             |              |
|                 |                                        |            |            |       |                   |             | 運用再委託報酬の支払(注2)    | 698,884      | 未払金(その他未払金) | 69,490       |
|                 |                                        |            |            |       |                   |             | 調査費の支払(注4)        | 67,237       |             |              |
|                 |                                        |            |            |       |                   |             | 一般管理費(諸経費)の支払(注4) | 136,069      |             |              |
| 兄弟会社            | シュローダー・インベストメント・マネージメント(ルクセンブルク)・エス・エー | ルクセンブルク    | 12.65百万ユーロ | 資産管理業 | -                 | 運用受託契約の再委任等 | 運用受託報酬の受取(注2)     | 228,485      | 未収運用受託報酬    | 35,610       |
|                 |                                        |            |            |       |                   |             | サービス提供業務報酬の受取(注3) | 643,392      | 未収入金        | 49,219       |
|                 |                                        |            |            |       |                   |             | 運用再委託報酬の支払(注2)    | 259,701      | 未払金(その他未払金) | 88,607       |
|                 |                                        |            |            |       |                   |             | 調査費の支払(注4)        | 80,031       |             |              |

(注1) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注2) 各社間の投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注3) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注4) 情報提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー(非上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第21期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1 関連当事者との取引

## (1) 親会社

| 種類  | 会社等の名称                         | 所在地           | 資本金       | 事業の内容 | 議決権の<br>所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容         | 取引金額         | 科目                               | 期末残高                         |
|-----|--------------------------------|---------------|-----------|-------|---------------------------|---------------|---------------|--------------|----------------------------------|------------------------------|
| 親会社 | シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィー | オランダ、アムステルダム市 | 537.5千ユーロ | 持株会社  | 被所有<br>直接100%             | 資金の借入         | 利息の支払<br>(注1) | 千円<br>16,559 | 長期借入金<br><br>未払金<br>(その他<br>未払金) | 千円<br>2,000,000<br><br>2,537 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期限2年、満期一括返済としております。

なお、担保は提供しておりません。

## (2) 兄弟会社等

| 種類                  | 会社等の名称                                 | 所在地        | 資本金            | 事業の内容     | 議決権の<br>所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係       | 取引の内容                                                                                                                                                    | 取引金額                                                                     | 科目                                                              | 期末残高                                        |
|---------------------|----------------------------------------|------------|----------------|-----------|---------------------------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 親会社<br>の子会社<br>(注1) | シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド          | イギリス、ロンドン市 | 70百万<br>ポンド    | 投資運用<br>業 | -                         | 運用受託契<br>約の再委任<br>等 | 運用受託<br>報酬の受取<br>(注2)<br><br>サービス<br>提供業務<br>報酬の受取<br>(注3)<br><br>情報提供<br>業務報酬の<br>受取(注4)<br><br>運用再委託<br>報酬の支払<br>(注2)<br><br>一般管理費<br>(諸経費)<br>の支払(注4) | 千円<br>51,987<br><br>396,144<br><br>155,040<br><br>496,914<br><br>127,808 | 未収運用<br>受託<br>報酬<br><br>未収<br>入金<br><br><br>未払金<br>(その他<br>未払金) | 千円<br>4,572<br><br>57,911<br><br><br>76,419 |
| 兄弟<br>会社            | シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルク）・エス・エー | ルクセンブルク    | 12.65百万<br>ユーロ | 資産管理<br>業 | -                         | 運用受託契<br>約の再委任<br>等 | 運用受託<br>報酬の受取<br>(注2)<br><br>サービス<br>提供業務<br>報酬の受取<br>(注3)<br><br>運用再委託<br>報酬の支払<br>(注2)                                                                 | 222,875<br><br>396,947<br><br>345,898                                    | 未収運用<br>受託<br>報酬<br><br>未収<br>入金<br><br>未払金<br>(その他<br>未払金)     | 19,757<br><br>33,971<br><br>58,553          |

(注1) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注2) 各社間の投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注3) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注4) 情報提供業務・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー（非上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

| 第20期<br>自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日                                |             | 第21期<br>自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日                                |             |
|---------------------------------------------------------------------|-------------|---------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1株当たり純資産額                                                           | 244,004円50銭 | 1株当たり純資産額                                                           | 139,900円87銭 |
| 1株当たり当期純損失                                                          | 76,343円04銭  | 1株当たり当期純損失                                                          | 104,204円55銭 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |             | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |             |
| 1株当たり当期純損失の算定上の基礎                                                   |             | 1株当たり当期純損失の算定上の基礎                                                   |             |
| 損益計算書上の当期純損失                                                        | 748,161千円   | 損益計算書上の当期純損失                                                        | 1,021,204千円 |
| 普通株式に係る当期純損失                                                        | 748,161千円   | 普通株式に係る当期純損失                                                        | 1,021,204千円 |
| 普通株式に帰属しない金額の主要な内訳                                                  |             | 普通株式に帰属しない金額の主要な内訳                                                  |             |
| 該当事項はありません。                                                         |             | 該当事項はありません。                                                         |             |
| 普通株式の期中平均株式数                                                        | 9,800株      | 普通株式の期中平均株式数                                                        | 9,800株      |

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第22期 中間会計期間末  
平成24年9月30日

|               |           |
|---------------|-----------|
| 資 産 の 部       |           |
| 流 動 資 産       |           |
| 預金            | 3,782,094 |
| 前払費用          | 86,919    |
| 未収入金          | 751,134   |
| 未収委託者報酬       | 645,767   |
| 未収運用受託報酬      | 299,092   |
| 流 動 資 産 合 計   | 5,565,008 |
| 固 定 資 産       |           |
| 有 形 固 定 資 産   |           |
| 建物附属設備(純額)    | *1 70,680 |
| 器具備品(純額)      | *1 26,987 |
| 有形固定資産合計      | 97,668    |
| 無 形 固 定 資 産   | 12,344    |
| 投資その他の資産      |           |
| 投資有価証券        | 5,862     |
| 長期差入保証金       | 233,914   |
| その他投資         | 950       |
| 貸倒引当金         | 950       |
| 投資その他の資産合計    | 239,776   |
| 固 定 資 産 合 計   | 349,790   |
| 資 産 合 計       | 5,914,798 |
| 負 債 の 部       |           |
| 流 動 負 債       |           |
| 預り金           | 41,497    |
| 未払金           | 946,663   |
| 未払費用          | 145,351   |
| 未払法人税等        | 50,488    |
| 未払消費税等        | *2 11,012 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 2,000,000 |
| 賞与引当金         | 405,174   |
| 流 動 負 債 合 計   | 3,600,188 |
| 固 定 負 債       |           |
| 長期未払金         | 100,468   |
| 長期未払費用        | 28,816    |
| 退職給付引当金       | 692,516   |
| 役員退職慰労引当金     | 13,000    |
| 資産除去債務        | 83,772    |
| 固 定 負 債 合 計   | 918,575   |
| 負 債 合 計       | 4,518,763 |
| 純 資 産 の 部     |           |
| 株 主 資 本       |           |
| 資本金           | 490,000   |
| 資本剰余金         |           |
| 資本準備金         | 500,000   |
| 資本剰余金合計       | 500,000   |
| 利益剰余金         |           |
| その他利益剰余金      |           |
| 繰越利益剰余金       | 405,183   |
| 利益剰余金合計       | 405,183   |
| 株主資本合計        | 1,395,183 |
| 評価・換算差額等      |           |
| その他有価証券評価差額金  | 852       |
| 評価・換算差額等合計    | 852       |
| 純 資 産 合 計     | 1,396,035 |
| 負 債 純 資 産 合 計 | 5,914,798 |

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第22期 中間会計期間  
自 平成24年4月 1日  
至 平成24年9月30日

|              |              |
|--------------|--------------|
| 営業収益         |              |
| 委託者報酬        | 1,205,828    |
| 運用受託報酬       | 630,081      |
| その他営業収益      | 1,191,806    |
| 営業収益計        | 3,027,716    |
| 営業費用及び一般管理費  | *3 2,976,968 |
| 営業利益         | 50,747       |
| 営業外収益        | *1 21,305    |
| 営業外費用        | *2 9,104     |
| 経常利益         | 62,948       |
| 税引前中間純利益     | 62,948       |
| 法人税、住民税及び事業税 | 37,805       |
| 法人税等合計       | 37,805       |
| 中間純利益        | 25,143       |

## (3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第22期 中間会計期間  
自 平成24年4月 1日  
至 平成24年9月30日

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 株主資本                  |           |
| 資本金                   |           |
| 当期首残高                 | 490,000   |
| 当中間期変動額               |           |
| 当中間期変動額合計             | —         |
| 当中間期末残高               | 490,000   |
| 資本剰余金                 |           |
| 資本準備金                 |           |
| 当期首残高                 | 500,000   |
| 当中間期変動額               |           |
| 当中間期変動額合計             | —         |
| 当中間期末残高               | 500,000   |
| 利益剰余金                 |           |
| その他利益剰余金              |           |
| 繰越利益剰余金               |           |
| 当期首残高                 | 380,039   |
| 当中間期変動額               |           |
| 中間純利益                 | 25,143    |
| 当中間期変動額合計             | 25,143    |
| 当中間期末残高               | 405,183   |
| 株主資本合計                |           |
| 当期首残高                 | 1,370,039 |
| 当中間期変動額               |           |
| 中間純利益                 | 25,143    |
| 当中間期変動額合計             | 25,143    |
| 当中間期末残高               | 1,395,183 |
| 評価・換算差額等              |           |
| その他有価証券評価差額金          |           |
| 当期首残高                 | 989       |
| 当中間期変動額               |           |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 136       |
| 当中間期変動額合計             | 136       |
| 当中間期末残高               | 852       |

## 重要な会計方針

| 項 目                              | 第22期中間会計期間<br>自 平成24年4月 1日<br>至 平成24年9月30日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法               | <p>           その他有価証券<br/>           時価のあるもの<br/>           中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法<br/>           （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、<br/>           売却原価は、移動平均法により算定）によって<br/>           おります。         </p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 2. 固定資産の減価償却の方法                  | <p>           (1) 有形固定資産（リース資産を除く）<br/>           定率法によっております。         </p> <p>           (2) 無形固定資産（リース資産を除く）<br/>           定額法によっております。ただし、ソフトウェア<br/>           （自社利用分）については、社内における利用<br/>           可能期間（5年）に基づく定額法によっており<br/>           ます。         </p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 3. 引当金の計上基準                      | <p>           (1) 貸倒引当金<br/>           債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債<br/>           権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権<br/>           等特定の債権については個別に回収可能性を勘<br/>           案し、回収不能見込額を計上しております。         </p> <p>           (2) 賞与引当金<br/>           従業員に対して支給する賞与に充てるため、支<br/>           給見込額に基づき中間会計期間に見合う分を計<br/>           上しております。         </p> <p>           (3) 退職給付引当金<br/>           従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末<br/>           における退職給付債務に基づき、当中間会計期<br/>           間末において発生していると認められる額を計<br/>           上しております。         </p> <p>           (4) 役員退職慰労引当金<br/>           役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に<br/>           基づく当中間会計期末日要支給額を計上してお<br/>           ります。         </p> |
| 4. その他中間財務諸表作成のための基本とな<br>る重要な事項 | <p>           消費税等の会計処理<br/>           消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式<br/>           によっております。         </p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

## 注 記 事 項

## （中間貸借対照表関係）

| 項 目                | 第22期中間会計期間末<br>平成24年9月30日現在                 |
|--------------------|---------------------------------------------|
| *1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 建物附属設備 95,965千円<br>器具備品 146,007千円           |
| *2. 消費税等の取扱い       | 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、<br>未払消費税等として表示しております。 |

## （中間損益計算書関係）

| 項 目            | 第22期中間会計期間<br>自 平成24年4月 1日<br>至 平成24年9月30日 |
|----------------|--------------------------------------------|
| *1. 営業外収益の主要項目 | 受取利息 466千円<br>為替差益 18,425千円<br>雑益 2,388千円  |
| *2. 営業外費用の主要項目 | 支払利息 9,104千円                               |
| *3. 減価償却実施額    | 有形固定資産 17,670千円<br>無形固定資産 3,475千円          |

## （中間株主資本等変動計算書関係）

第22期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

|       | 第22期事業年度期首<br>株式数 | 第22期中間会計期間<br>増加株式数 | 第22期中間会計期間<br>減少株式数 | 第22期中間会計期間<br>末株式数 |
|-------|-------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 |                   |                     |                     |                    |
| 普通株式  | 9,800株            | -                   | -                   | 9,800株             |
| 合計    | 9,800株            | -                   | -                   | 9,800株             |

## 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1)配当金支払額

該当事項はありません。

## (2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

## （リース取引関係）

|                                            |
|--------------------------------------------|
| 第22期中間会計期間<br>自 平成24年4月 1日<br>至 平成24年9月30日 |
| 中間財務諸表等規則第5条の3により記載を省略しております。              |

## （金融商品関係）

第22期中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                   | 中間貸借対照表<br>計上額 | 時価          | 差額 |
|-------------------|----------------|-------------|----|
| (1) 預金            | 3,782,094千円    | 3,782,094千円 | -  |
| (2) 未収入金          | 751,134千円      | 751,134千円   | -  |
| (3) 未収委託者報酬       | 645,767千円      | 645,767千円   | -  |
| (4) 未収運用受託報酬      | 299,092千円      | 299,092千円   | -  |
| 資産計               | 5,478,088千円    | 5,478,088千円 | -  |
| (1) 未払金           | 946,663千円      | 946,663千円   | -  |
| (2) 1年内返済予定の長期借入金 | 2,000,000千円    | 2,000,000千円 | -  |
| 負債計               | 2,946,663千円    | 2,946,663千円 | -  |

（注）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## 資産

## (1) 預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 未収入金

未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 未収委託者報酬

未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

## (1) 未払金

未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 1年内返済予定の長期借入金

1年内返済予定の長期借入金は、変動金利によっており、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

その他有価証券

第22期中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

| 区分                                  | 中間貸借対照表計上額 | 取得原価    | 差額    |
|-------------------------------------|------------|---------|-------|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの<br>証券投資信託受益証券 | 5,862千円    | 5,010千円 | 852千円 |
| 合計                                  | 5,862千円    | 5,010千円 | 852千円 |

（資産除去債務関係）

第22期中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 当事業年度期首残高       | 83,190千円        |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | - 千円            |
| その他増減額（ は減少）    | <u>582千円</u>    |
| 当中間会計期間末残高      | <u>83,772千円</u> |

## （セグメント情報等）

## &lt;セグメント情報&gt;

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

## &lt;関連情報&gt;

第22期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日 ）

## 1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

|                | 投資信託業     | 投資顧問業   | 海外ファンド<br>サービス | その他    | 合計        |
|----------------|-----------|---------|----------------|--------|-----------|
| 外部顧客への<br>営業収益 | 1,205,828 | 630,081 | 1,113,881      | 77,925 | 3,027,716 |

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## &lt;報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報&gt;

第22期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日 ）

該当事項はありません。

## &lt;報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報&gt;

第22期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日 ）

該当事項はありません。

## &lt;報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報&gt;

第22期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日 ）

該当事項はありません。

## （１株当たり情報）

| 第22期中間会計期間<br>自 平成24年4月 1日<br>至 平成24年9月30日             |             |
|--------------------------------------------------------|-------------|
| 1株当たり純資産額                                              | 142,452円57銭 |
| 1株当たり中間純利益                                             | 2,565円67銭   |
| なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して<br>おりません。 |             |
| 1株当たり中間純利益の算定上の基礎                                      |             |
| 中間損益計算書上の中間純利益                                         | 25,143千円    |
| 普通株式に係る中間純利益                                           | 25,143千円    |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳                                     |             |
| 該当事項はありません。                                            |             |
| 普通株式の期中平均株式数                                           | 9,800株      |

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

平成25年3月末現在において、委託会社およびファンドに重要な影響を与える事実、または予想される事実は発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

| 名 称         | 資本金の額                      | 事業の内容                                                 |
|-------------|----------------------------|-------------------------------------------------------|
| みずほ信託銀行株式会社 | 247,369百万円<br>(平成24年3月末現在) | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |

## (2) 指定販売会社

| 名 称       | 資本の額                        | 事業の内容                           |
|-----------|-----------------------------|---------------------------------|
| みずほ証券株式会社 | 125,167百万円<br>(平成25年1月4日現在) | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管、管理、計算等を行います。

なお、信託事務の一部につき、資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

## &lt; 再信託受託会社の概要 &gt;

|                          |                                                                                                      |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称                       | 資産管理サービス信託銀行株式会社                                                                                     |
| 設立年月日                    | 平成13年1月                                                                                              |
| 資本金の額                    | 50,000百万円(平成24年3月末現在)                                                                                |
| 事業の内容                    | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。                                                |
| 銀行免許取得日および<br>信託業務の認可取得日 | 平成13年1月                                                                                              |
| 再信託の目的                   | 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。 |
| 本店所在地                    | 東京都中央区晴海1丁目8番12号<br>晴海トリトンスクエア タワーZ                                                                  |

（２）指定販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

３【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）指定販売会社

該当事項はありません。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書にロゴ・マークやキャッチ・コピー、図案を採用すること、またファンドの形態などを記載することがあります。
- (2) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (3) 目論見書の表紙に当該届出書の使用開始日または使用開始月を記載することがあります。
- (4) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (5) 目論見書に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載することがあります。
- (6) 目論見書に委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載する場合があります。  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第90号
- (7) 目論見書に以下の内容を記載することがあります。  
ファンドに関する金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は委託会社のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。  
請求目論見書は販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。  
ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。  
ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者の意向を確認いたします。  
またファンドの財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において固有財産等と分別管理されています。
- (8) 目論見書に、「その他の留意点」として、以下の内容を記載することがあります。  
その他の留意点  
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- (9) 目論見書の巻末に約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (10) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年4月24日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社  
取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・アジア成長日本株オープンの平成24年9月11日から平成25年3月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・アジア成長日本株オープンの平成25年3月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成24年 6 月20日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

取締役会 御 中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月12日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)